

第7次  
大月町総合振興計画  
2021-2031

令和5年7月改定

## ごあいさつ

昭和32年に大内町と月灘村が合併し誕生した大月町は、町政70周年を迎えようとしています。その間、時代は昭和・平成を経て、令和の時代となりました。

合併当初14,000人規模の自治体であった本町の総人口は、令和2年の国勢調査において、およそ4,400人となっており、人口の減少傾向が続いています。加えて、高齢化による後継者不足は、第1次産業の衰退や商工業の廃業など、本町の地域活力の衰退につながっています。



我が国においては、少子化による人口減少や人口の東京圏への一極集中などの課題を解消するため、地方創生法を創設し、国全体での取り組みを加速しているところでもあります。

こうした状況の中、本町においても、「住みたい、住める、住んでよかった町づくり」を目指し、あらゆる施策を講じてまいりましたが、若者世代の減少を伴う人口問題の解消や第1次産業の振興につながる地域活性化には至っていないことから、今後も、町民の皆様とともに、これらの問題の解決に向けた取り組みを進めていくことが重要と考えています。

本計画は、このような課題の解決に向け、長期的、総合的観点にたって今後の大月町政の進むべき方向性を明らかにしたものであり、本町の10年後のあるべき将来像を見据え、すべての基礎となる「人づくり」や組織、団体、地域を活性化させる「地域づくり」を目指す施策を中心に策定しました。

そして、豊かな自然環境に恵まれ、ゆったりとした時間が流れる本町の特色ある地域資源を次世代に引き継いでいくため、各種施策を推進し、持続可能なまちづくりを進めていきたいと考えております。

町民と行政が一丸となり、本計画が滞りなく実施され、将来に希望が持てる「未来へ繋ぐまちづくり」が実現されるよう、関係各位と連携しながら計画の遂行に取り組んでまいります。

本計画の将来像の実現に向けて、国・県をはじめとする関係機関のご支援と、町民の皆様のご理解とご協力をお願いする次第であります。

令和3年7月

大月町長 岡田 順一

# 目 次

序 論	1
第1章 総合振興計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の性格と役割	3
3 計画の構成と期間	4
4 計画の推進体制	5
第2章 大月町の現状と動向	6
1 位置と地勢	6
2 人口と世帯	7
3 就業構造	8
4 アンケート調査結果	9
第3章 時代の潮流	13
1 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来	13
2 環境問題への対応	13
3 安全・安心意識の高まり	13
4 情報通信技術（ICT）の進展	13
5 ライフスタイルの多様化	14
6 地方創生の推進	14
7 持続可能な開発目標（SDGs）の推進	14
第4章 まちづくりの主要な課題	15
1 高齢者福祉・子育て支援体制の充実	15
2 明日を担う子どもたちの育成と生涯学習環境の形成	15
3 町経済の活性化、雇用の場の拡充に向けた産業振興	15
4 豊かな自然環境の保全と安全・安心なまちづくりの推進	16
5 便利で快適なまちづくりの推進	16
6 行財政改革の推進と協働体制の確立	16
基本構想	17
第1章 大月町の将来像	19
1 将来像	19
2 推進テーマ	19
第2章 人口の見通し	20
1 将来人口の考え方	20
2 指標とする将来人口	20
第3章 基本目標	21
基本目標 1 健康で安心して暮らせる福祉のまち	22
基本目標 2 豊かな心を育む教育・文化のまち	22

基本目標 3 活力ある産業のまち	22
基本目標 4 安全・安心でやすらぎのあるまち	23
基本目標 5 快適で便利なまち	23
基本目標 6 みんなが主役の協働のまち	23
前期基本計画	25
SDGs と総合振興計画	27
1 SDGs の概要と意義	27
2 SDGs と総合振興計画	27
基本目標 1 健康で安心して暮らせる福祉のまち	31
1 子育て支援	31
2 保健・医療	34
3 高齢者福祉	37
4 障害者福祉	39
5 地域福祉	41
6 人権啓発の推進	43
基本目標 2 豊かな心を育む教育・文化のまち	44
1 学校教育	44
2 社会教育	46
3 文化芸術・文化財	48
4 スポーツ	50
基本目標 3 活力ある産業のまち	51
1 農林業	51
2 水産業	54
3 商工業	56
4 観光・交流	58
5 雇用対策	60
基本目標 4 安全・安心でやすらぎのあるまち	62
1 環境・景観・エネルギー	62
2 廃棄物対策	64
3 簡易水道・ダム（上・下水道）	66
4 消防・防災・救急	68
基本目標 5 快適で便利なまち	71
1 道路・公共交通	71
2 住宅、移住・定住	73
3 情報化・技術革新	76
基本目標 6 みんなが主役の協働のまち	78
1 地域間交流・コミュニティ	78
2 自治体運営	80
資料編	82

大月町総合振興計画条例.....	84
大月町振興計画審議会条例.....	85
大月町総合振興計画審議会委員名簿.....	87
大月町総合振興計画本部会議委員名簿.....	88
総合振興計画の策定経過.....	89



# 序 論



# 第1章 総合振興計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本町では、平成23年3月に「第6次大月町総合振興計画」を策定し、「住みたい、住める、住んでよかった町づくり」を将来像として掲げ、住民とともに様々な取り組みを積極的に推進し、本町の発展と一体感の醸成に向けて、住民生活の全分野にわたる多くの施策を着実に進めてきました。

しかし、この間、急速に進行する人口減少と少子高齢化への対応、大規模災害の発生や新しい感染症による安全・安心に対する不安の高まり、情報通信技術の一層の進展、さらには、地方創生<sup>※1</sup>の時代の到来等、本町を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このような背景のもと、今後のまちづくりの方向性とその実現に向けた取り組みを明らかにし、すべての住民にわかりやすい新たなまちづくりの指針として、「第7次大月町総合振興計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の性格と役割

「総合振興計画」は、まちづくりのすべての分野における行政経営の基本となる“最上位計画”であり、総合的かつ計画的な行政経営を進めていくための指針となります。

本計画は、このような位置付けを踏まえ、今後の本町のまちづくりの方向性を示すとともに、次のような役割を持ちます。

<b>行政経営の基本的な指針</b>	地方創生の時代にふさわしい、将来にわたって活力と魅力ある大月町をつくり、持続していくため、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための行政経営の基本的な指針となるものです。
<b>参画・協働のまちづくりを進めるための共通の目標</b>	今後のまちづくりの方向性や必要な取り組みを住民と行政が共有し、住民一人ひとりが主体的に参画・協働するまちづくりの共通の目標となるものです。
<b>広域行政に対する連携の基礎</b>	国や県、周辺自治体等の広域的な行政に対して、本町のまちづくりの方向を示すとともに、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整し、反映させていく連携の基礎となるものです。

<sup>※1</sup> 地方創生：人口減少の歯止めや東京圏への人口集中の是正などにより、将来にわたって活力と魅力ある地方をつくりだすこと。

### 3 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成します。

#### (1) 基本構想

本町の総合的かつ計画的な行財政運営を図るための基本的な指針であって、本町が目指すべき将来像とこれを実現するための基本目標を示すものです。

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

#### (2) 基本計画

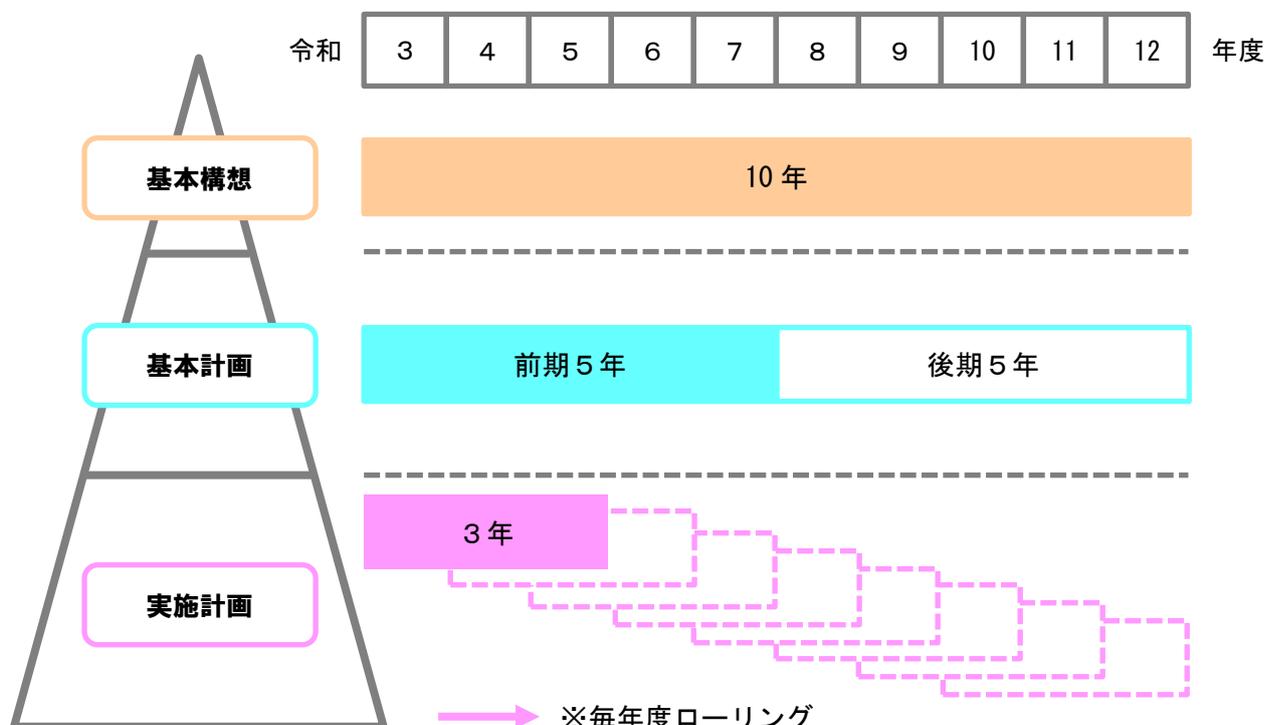
基本構想に基づき、その実現を図るために推進すべき施策や目標指標等を体系的に示すものです。

計画期間は、前期5年間、後期5年間とし、前期基本計画は令和3年度を初年度に、令和7年度を目標年度とします。

#### (3) 実施計画

基本計画に掲げた施策に基づき、具体的な事業を示すことにより、優先的に実施する事業を明らかにするものです。

計画期間は3年間として別途策定し、毎年度ローリング方式<sup>※2</sup>により見直しを行います。

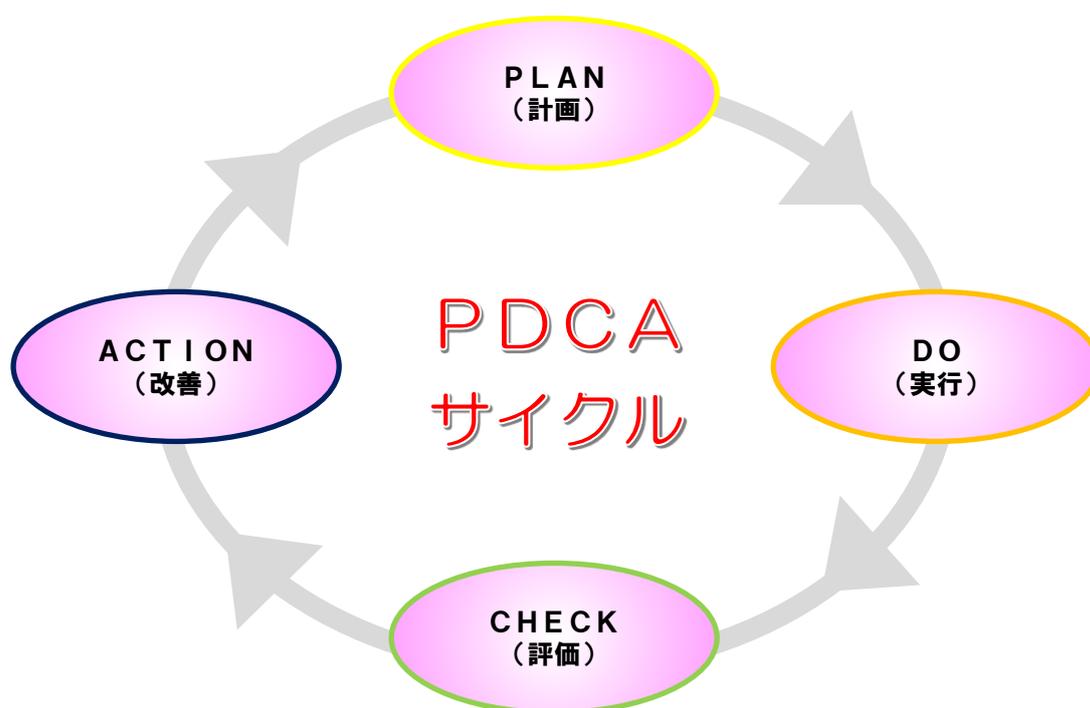


<sup>※2</sup> ローリング方式：長期的な計画を実施する過程で、計画と実績の差をチェックし、計画を再編成して目標の達成を図る方式。

## 4 計画の推進体制

本計画は、基本計画に掲げる各施策の目標指標について、毎年度、PDCA サイクル<sup>※3</sup>による検証を行うことにより、継続的な改善・向上につなげるとともに、必要に応じて見直しを行います。

また、実施計画については、毎年度ローリング方式により各担当課による見直しを行い、事務事業の進捗状況の確認を行います。



<sup>※3</sup> PDCA サイクル：事業の管理を円滑に進めるための手法の1つ。Plan-Do-Check-Action という事業活動の「計画」「実行」「評価」「改善」サイクルを示す。

## 第2章 大月町の現状と動向

### 1 位置と地勢

本町は、高知県の最南端に位置し、県都高知市から約140kmの距離にあります。北は宿毛市、東は土佐清水市、西は宿毛湾、南は太平洋に接し、東西に15.8km、南北に15km、総面積102.94km<sup>2</sup>の小さな町で、町の78%を森林が占めています。

交通では、町の中央部を国道321号が、西部の海沿いを県道357号が南北に縦断しています。東部には県道352号が町の中央部から土佐清水市に向かって東西を貫いており、南部には県道43号が町の中央部から柏島に向かって東西に通っています。また、町内には鉄道がなく、最寄駅の土佐くろしお鉄道宿毛駅までは約12kmの距離にあります。

本町の中心部は町の中央部で、町役場や大月町国民健康保険大月病院、道の駅大月（ふれあいパーク・大月）などが立地しています。また、周辺海域は、黒潮と豊後水道がぶつかる海域で、その豊かな海域で確認されている魚類は約1,000種類にも及び、世界的に有数のダイビングスポットとして知られています。



## 2 人口と世帯

本町の人口の推移をみると、国勢調査では、平成27年の総人口は5,095人となり、平成12年以降減少傾向にあります。

年齢3区分別人口をみると、年少人口（14歳以下）と生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向にある一方、老年人口（65歳以上）は2,200人台で推移しています。

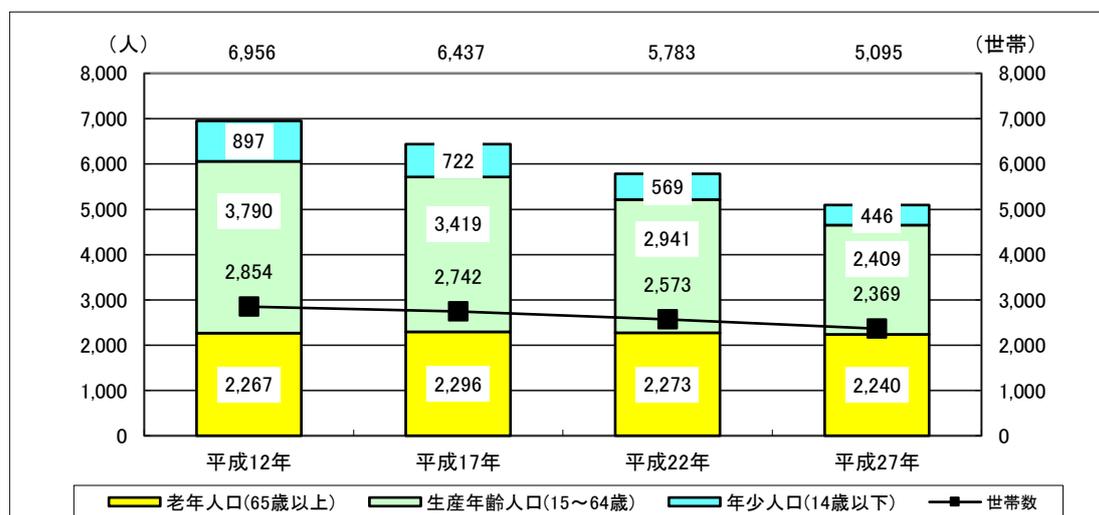
平成27年の高齢化率は44.0%と、全国平均（26.6%）や高知県平均（32.8%）を大きく上回るスピードで高齢化が進んでいます。同様に、年少人口比率も8.8%と、全国平均（12.6%）や高知県平均（11.6%）を下回っていることから、本町においても少子高齢化、特に高齢化が進んでいることがわかります。

世帯数は、平成12年以降減少傾向にあり、平成27年には2,369世帯となっています。また、核家族化や世帯の多様化の進行により、一世帯あたりの人数も2.15人と減少しています。

項目	年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
		総人口（人）	6,956	6,437	5,783
年少人口 （14歳以下）	人数（人）	897	722	569	446
	構成比率 （%）	12.9	11.2	9.8	8.8
生産年齢人口 （15～64歳以下）	人数（人）	3,790	3,419	2,941	2,409
	構成比率 （%）	54.5	53.1	50.9	47.3
老年人口 （65歳以上）	人数（人）	2,267	2,296	2,273	2,240
	構成比率 （%）	32.6	35.7	39.3	44.0
世帯数（世帯）		2,854	2,742	2,573	2,369
1世帯あたり人数（人）		2.44	2.35	2.25	2.15

注：総人口には年齢不詳を含むため、各年齢層の人数の合計と総人口は異なります。また、年齢不詳と端数処理の関係で構成比の合計は、100%にならない場合があります。

資料：国勢調査



### 3 就業構造

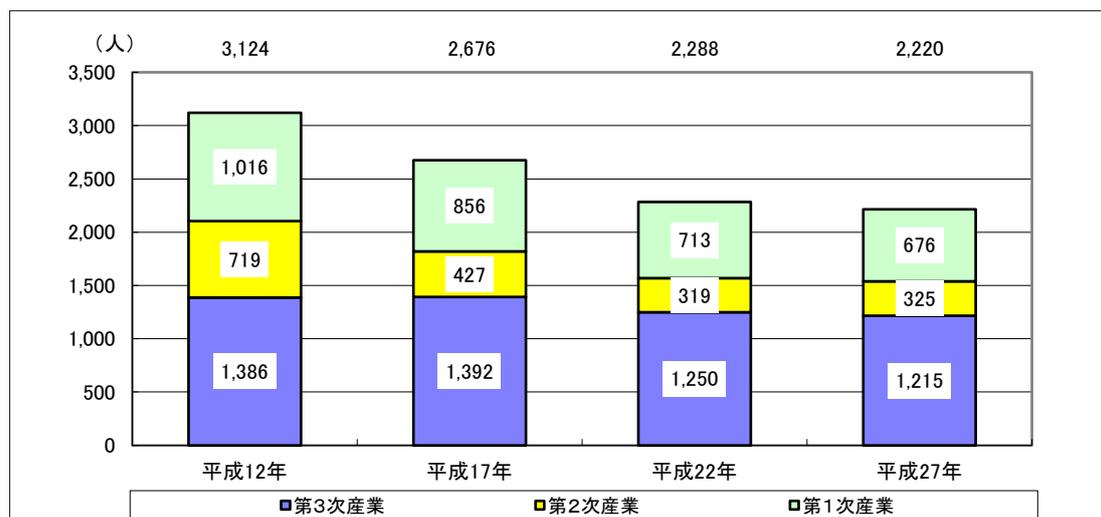
平成 27 年の国勢調査における本町の就業者総数は 2,220 人となっており、人口の動向と同様に減少傾向にあります。

産業別では、第 1 次産業の就業人口は減少傾向にあります。第 2 次産業の就業人口は減少傾向にあり、平成 12 年から平成 17 年にかけて大きく減少し、平成 22 年以降 300 人台で推移しています。第 3 次産業の就業人口は、平成 17 年をピークに減少に転じています。

項目		年			
		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
就業者総数 (人)		3,124	2,676	2,288	2,220
第 1 次産業	就業者数 (人)	1,016	856	713	676
	構成比率 (%)	32.5	32.0	31.2	30.5
第 2 次産業	就業者数 (人)	719	427	319	325
	構成比率 (%)	23.0	16.0	13.9	14.6
第 3 次産業	就業者数 (人)	1,386	1,392	1,250	1,215
	構成比率 (%)	44.4	52.0	54.6	54.7
分類不能	就業者数 (人)	3	1	6	4
	構成比率 (%)	0.1	0.0	0.3	0.2
就業率 (%)		44.9	41.6	39.6	43.6

注：端数処理の関係で構成比の合計は、100%にならない場合があります。

資料：国勢調査



## 4 アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、住民が町の現状をどのように感じ、これからどのようなまちづくりを考えているかなど、住民の意向を把握するため、令和元年8月にアンケート調査を実施しました。

アンケート調査の概要は、次のとおりです。

名称	大月町の新しいまちづくりのための町民アンケート調査
実施年月	令和元年8月
実施方法	郵送による配布・回収
調査対象	町民2,000人(18歳以上)
有効回収数(有効回収率)	739(37.0%)

注：以降の分析結果では、比率は百分率(%)で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出していることから、各回答の合計比率が100%にならない場合があります。

### (1) まちへの愛着度

大月町に“愛着を感じている”が73.0%、“愛着を感じていない”が6.2%と、住民のまちへの愛着度の高さが伺えます。

“愛着を感じている”と答えた人を年齢で見ると、60歳代(77.3%)が最も高く、概ねすべての世代で7割を超えています。これに対し、30歳代では61.7%と他の世代に比べ、愛着度がやや低くなっています。



### (2) 定住意向

今後も大月町に“住みたい”が69.4%、“住みたくない”が7.7%と、愛着度と同様に、住民の定住意向の高さが伺えます。

“住みたい”と答えた人を年齢で見ると、概ね加齢とともに上昇していく傾向があり、特に70歳以上(78.4%)、60歳代(71.0%)で7割を超えています。一方、30歳代では51.1%と他の世代に比べ、低くなっています。



### (3) 町の魅力的なところ、不十分なところ

“特色ある農水産物”や“豊かな自然環境”、“地域や人のつながり”に町の魅力を感じている一方、“就労の場や産業の活力不足”と“買い物の便の悪さ”が指摘されています。

	魅力的なところ	不十分なところ
第1位	おいしい農水産物がある	働く場が不十分
第2位	自然環境・景観が優れている	買い物の便が悪い
第3位	人情味や地域の連帯感がある	道路・交通の便が悪い
第4位	魅力ある観光資源がある	産業の活力が不十分
第5位	保健・医療環境が整っている	行政サービスが不十分

### (4) 町の各分野に関する満足度と重要度

第6次総合振興計画における町の施策の満足度と重要度は、次のような結果となっています。

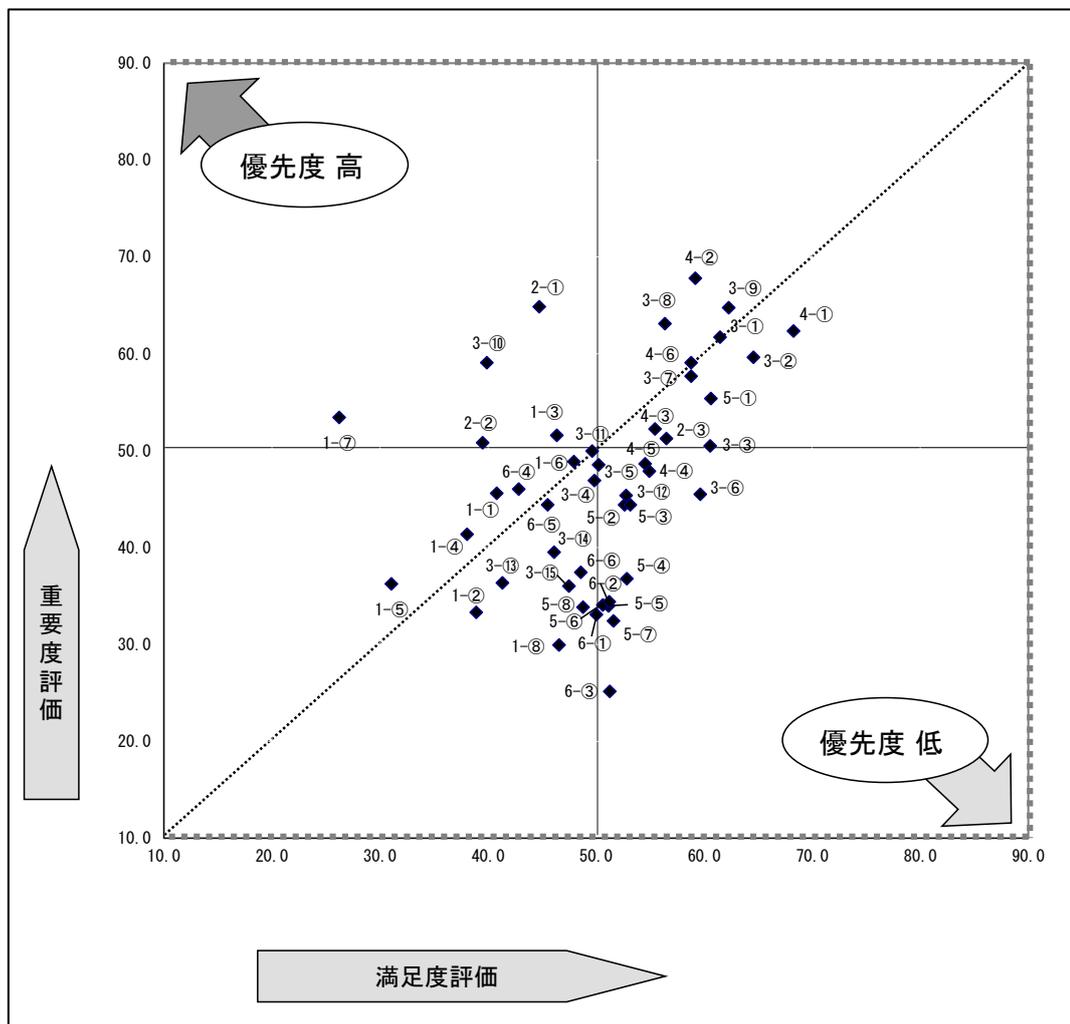
	満足度が高い項目	満足度が低い項目
第1位	保健サービス提供体制	雇用対策の状況
第2位	ごみ処理・リサイクル等の状況	工業振興・企業誘致の状況
第3位	消防・救急体制	商業振興の状況
第4位	簡易水道・ダムの整備状況	林業振興の状況
第5位	学校教育環境	路線バスの状況

	重要度が高い項目
第1位	医療体制
第2位	道路の整備状況
第3位	消防・救急体制
第4位	防災体制
第5位	保健サービス提供体制

(5) 求められる施策

上記の満足度と重要度の分析を踏まえ、今後、本町が優先的に取り組むべき施策を把握するため、満足度評価と重要度評価の相関をみると、次のような結果となります。

優先度高い	優先度低い	
1-⑦ 雇用対策の状況	6-③ 国際交流活動の状況	4-④ 障がい者支援体制
3-⑩ 治山・治水対策	5-⑦ 文化芸術環境	4-⑤ 地域福祉体制
2-① 道路の整備状況	5-⑤ 男女共同参画の状況	3-⑭ 定住促進対策の状況
2-② 路線バスの状況	6-② コミュニティの状況	4-① 保健サービス提供体制
4-② 医療体制	5-④ 人権尊重のまちづくりの状況	1-② 林業振興の状況
3-⑧ 防災体制	6-① 町民参画・協働の状況	2-③ 情報通信環境
1-③ 水産業振興の状況	5-⑥ 文化財の保存・活用状況	5-① 学校教育環境
1-⑤ 工業振興・企業誘致の状況	3-⑥ 再生可能エネルギー導入の状況	3-⑬ 土地利用の状況
1-① 農業振興の状況	1-⑧ 消費者対策の状況	3-② ごみ処理・リサイクル等の状況
1-④ 商業振興の状況	5-⑧ スポーツ環境	4-③ 子育て支援体制
6-④ 行政改革の状況	3-⑮ 住宅施策の状況	3-④ 下水道の整備状況
3-⑨ 消防・救急体制	6-⑥ 広域的連携によるまちづくりの状況	3-⑤ 環境保全の状況
1-⑥ 観光振興の状況	5-③ 青少年の健全育成環境	3-⑦ 景観の状況
3-⑪ 防犯体制	3-③ し尿処理の状況	6-⑤ 財政改革の状況
4-⑥ 高齢者支援体制	3-⑫ 交通安全体制	
3-① 簡易水道・ダム の整備状況	5-② 社会教育環境	



**(6) 今後のまちづくりの特色**

“保健・医療・福祉の充実”や“産業・観光の振興”に住民の関心が集まっています。

	今後のまちづくりの特色
第1位	健康・福祉のまち
第2位	農林水産業のまち
第3位	観光・交流のまち
第4位	快適住環境のまち
第5位	子育て・教育のまち

## 第3章 時代の潮流

本町を取り巻く社会経済環境は、様々な面で大きく変化しています。  
本計画策定にあたり留意すべき時代の潮流について、次のとおり整理しました。

### 1 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

国の人口は平成20年をピーク（12,808万人）に減少局面に入っており、人口減少・少子高齢化が加速化しています。特に高齢者の単独世帯の増加や無居住地域の拡大も顕著になっています。

こうした状況下では、人口減少の抑制とともに、人口減少を前提とした社会システムへの転換が求められています。

### 2 環境問題への対応

社会経済活動による環境負荷の増大等により自然環境が損なわれつつあり、住民との協働による保護、保全の取り組みや循環型社会の構築が求められています。

さらに、地球温暖化対策として低炭素型の地域構造や社会経済システムの形成が求められている中、あらゆる局面で環境への負荷を低減するためには、環境への配慮が企業・団体の取り組みとしても不可欠になっています。

### 3 安全・安心意識の高まり

全国各地で頻発する地震や台風等の大規模自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症のまん延もあり、災害や危機管理に対する意識が高まっています。

また、子どもを巻き込む犯罪や事故、特殊詐欺による被害等も後を絶たず、安全で安心して暮らせる社会づくりが求められています。

### 4 情報通信技術（ICT）の進展

情報通信技術（ICT）の飛躍的な進展により、コミュニケーションや情報発信における利便性の向上に加え、人口減少時代における課題解決の手段としての役割が期待されています。

その一方、社会問題化するインターネット犯罪、プライバシー侵害、個人情報の漏えいなどに対する情報セキュリティの強化が求められています。

## 5 ライフスタイルの多様化

ライフスタイルの多様化により、様々なニーズに対するきめ細かな対応が求められています。

また、社会の持続的な発展には、女性や高齢者の活躍が重要になるとともに、働き方の多様化や労働の質の向上が求められます。

人権意識を醸成し、ワーク・ライフ・バランスの実現や地域での交流を通じて、協働・共助の仕組みの構築が求められています。

## 6 地方創生の推進

人口減少と東京圏への一極集中に対し、国は、平成 26 年 12 月に施行した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、地方創生の推進に向けた移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大等の総合的な取り組みを進めています。

令和元年 12 月に閣議決定された第 2 期の総合戦略では、新たな視点も盛り込み、地方創生の一層の充実と強化が図られています。

## 7 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

「この先の世界が今以上に良くなるために 2030 年までに世界の人々が全員で協力して解決したい目標」である持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会、環境を巡る広範囲な課題に総合的に取り組むことを示しています。

国も SDGs の実施指針を決定し、達成に向けた地域での取り組みを促進しています。



## 第4章 まちづくりの主要な課題

本計画の策定にあたり、本町の現状と動向、住民意識調査の結果、時代の潮流を踏まえ、本町の主要な課題を次のとおり整理しました。

### 1 高齢者福祉・子育て支援体制の充実

保健・福祉・医療体制の整備充実や急速に進む少子高齢社会への対策が強く求められています。特に、住民アンケートでは、保健サービス提供体制に対する住民の満足度や医療体制に対する住民の重要度が高くなっています。

このため、これまで整備してきた保健・福祉環境や積極的に整備してきた子育て環境を活かし、保健・福祉・医療体制や総合的な子育て支援体制の一層の充実を図り、すべての住民が健康で安心して暮らすことができ、また、子どもを安心して生み育てることができる環境を整備する必要があります。

### 2 明日を担う子どもたちの育成と生涯学習環境の形成

教育行政への取り組みが進められ、教育に対する人々の関心が一層高まる中、本町においても、子どもの教育環境の充実が強く求められています。

また、住民一人ひとりが生涯にわたり生きがいを持ち続け、地域活動への参加と連帯ができるよう、誰もが自発的に学び、活動できる生涯学習環境の形成が必要となっています。

このため、本町ならではの特色ある教育行政を推進し、町の明日を担う子どもたちや人材の育成に取り組んでいく必要があります。

### 3 町経済の活性化、雇用の場の拡充に向けた産業振興

地方の産業・経済が依然として厳しい状況にある中、企業誘致などによる産業振興や雇用対策が強く求められています。住民アンケートでは、雇用対策や工業振興・企業誘致、商業振興及び林業振興の状況に対する住民の満足度が低くなっており、特に、雇用対策は、優先度の高い項目としてあげられています。

観光面では、豊かな海の恵みを活かしたスキューバダイビングや海水浴を通じて、道の駅大月（ふれあいパーク・大月）や宿泊施設では、町外からの訪問客により大きな収益につながっています。

このため、町の経済の活性化と雇用の場の創出に向け、豊かな自然資源を活かした農林水産業や観光業の一層の推進、また、1次産業参入企業の誘致や工業の振興、さらには、中心市街地をはじめとする商業の振興を図り、若者にも魅力があり、活力のある産業基盤整備を進めていく必要があります。

## 4 豊かな自然環境の保全と安全・安心なまちづくりの推進

緑豊かな山々や清らかな河川等を背景に広がる豊かな自然や景観は住民の誇りであり、未来に残すべき財産です。今に生きる私たちには、この素晴らしい自然環境、そして地球環境を次世代に引き継いでいく使命があります。特に、住民アンケートでは、自然環境や景観が優れている点が町の魅力としてあげられています。

これまでも、ごみの適正処理やリサイクルに積極的に取り組んできましたが、今後も豊かな自然環境を保全していくとともに、地球温暖化の防止につながる生活スタイルの普及を促進するなど、循環型まちづくりの形成・確立に取り組んでいく必要があります。

また、全国各地で大規模災害が発生し、人々の安全・安心に対する意識が一層高まる中、本町においても、消防・防災体制の一層の充実が強く求められています。

このため、自然災害が少ないまちとしての特性を活かし、消防・防災・防犯体制の充実を図り、自然災害や悪質な犯罪などから住民を守る安全・安心なまちづくりに取り組んでいく必要があります。

## 5 便利で快適なまちづくりの推進

住民アンケートでは、優先度の高い項目として、道路の整備状況があげられていることから、町の主要施設や集落間のアクセス向上を図る道路・交通網をはじめ、コンパクトに都市機能が集積された中心市街地形成や住宅・宅地基盤など、便利で快適な生活基盤の整備が必要です。

このため、コンパクトなまちとしての特性を活かす視点に立ち、計画的な土地利用のもと、道路網の整備や公共交通機関の充実、住宅の整備、情報化・技術革新の推進など、便利で快適な生活基盤の整備を進めていく必要があります。

## 6 行財政改革の推進と協働体制の確立

地方創生の時代を迎え、自立可能な自治体経営が求められている中、今後一層厳しさを増すことが予想される財政状況において、多様化する住民ニーズに対応していくためには、住民の参画を図りながら、協働を基本に、町全体の自立力を強化していくことが必要です。

このため、行財政改革を今後とも積極的に推進するとともに、活発な住民活動やボランティア活動を一層促進し、さらには、NPO等の団体育成を図り、活動を支援しながら、住民と行政との協働体制の確立に努め、住民と行政が共に汗をかき、知恵を出し合いながら、協働のまちづくり・地域づくりに積極的に取り組んでいく必要があります。

# 基本構想



# 第1章 大月町の将来像

## 1 将来像

将来像は、本町が目指す町の姿を示すものであり、今後のまちづくりを推進する際の象徴として位置付けられるものです。

人口減少や少子高齢化等、厳しい社会環境が続く中、時代の潮流やまちづくりの主要な課題を踏まえ、住民との協働のもと、魅力と活力にあふれ、住み心地のよいまちを目指し、本計画の将来像を次のとおり定めます。

**住みたい 住める 住んでよかった  
未来へ繋ぐまちづくり**

## 2 推進テーマ

本計画で定めた将来像の実現に向けては、移住・定住対策が必要不可欠であることから、本計画の推進テーマを次のとおり定めます。

**人づくり、地域づくり**

本町の掲げる将来像の実現に向け、その基盤となる「人づくり」、「地域づくり」を推進し、中でも、1次産業を担う人材及び団体をはじめ、福祉・介護サービスに携わる人材及び地域組織、観光産業にかかわる事業者及び団体における後継者や新たな就業者等の掘り起こしや育成に取り組んでいきます。

## 第2章 人口の見通し

### 1 将来人口の考え方

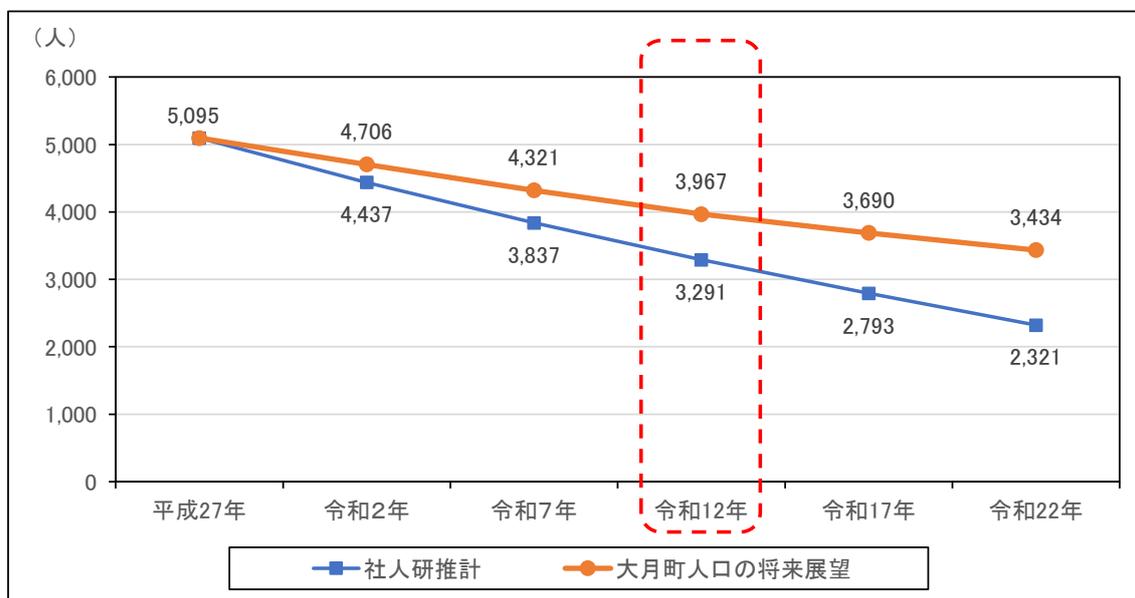
本町の総人口は、令和2年4月時点で4,875人（住民基本台帳）であり、将来に向かって人口減少の傾向が続くことが予想されています。人口の減少は、労働力の低下、消費需要の縮小など住民生活への影響をもたらすことが懸念されます。

本計画の指標とする将来人口は、時代背景や「大月町人口ビジョン」（平成28年2月策定）、「第2期大月町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年3月策定）との整合を図って設定します。

### 2 指標とする将来人口

本町の人口は、減少局面を迎えており、平成27年の国勢調査結果によると5,095人となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が発表した推計では、本町の令和12年の人口は3,291人になることが予測されています。

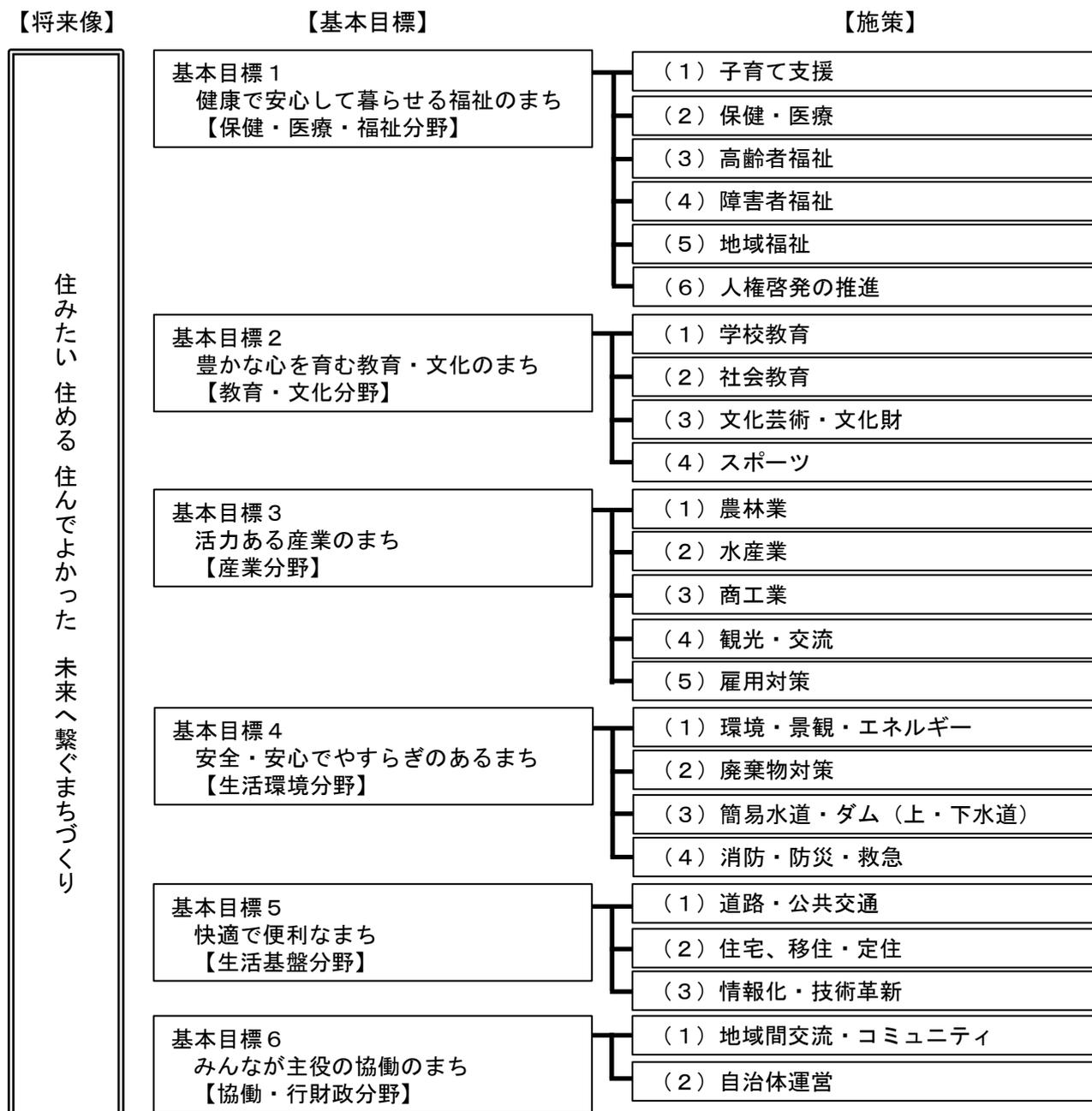
本計画では、まちづくりに関する施策を総合的に展開することにより、自然動態・社会動態の改善に努め、目標年度となる令和12年における将来人口を約4,000人と推計します。



注：平成27年の値は、国勢調査による実績値。「社人研推計」の令和2年から令和22年までの値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」による推計値。

## 第3章 基本目標

将来像「住みたい 住める 住んでよかった 未来へ繋ぐまちづくり」の実現に向けて、新たなまちづくりの基本目標を次のとおり設定します。



### 基本目標1

## 健康で安心して暮らせる福祉のまち

少子化の急速な進行に対応した子育て支援の充実、住民一人ひとりの健康の保持・増進に向けた健康づくり・地域医療体制の充実に努めます。

また、高齢者や障害者がいきいきと暮らせる福祉・介護環境の充実、支え合いの精神に基づく地域福祉体制づくり、さらには、医療保険・年金等の充実に努め、人権尊重の意識高揚の啓発を推進し、健康で安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めます。



### 基本目標2

## 豊かな心を育む教育・文化のまち

生きる力の育成を重視した幼児期・学校教育の充実、生涯にわたって学び続け、自己を高めていくことができる生涯学習体制の充実に努めます。

また、住民主体の芸術文化活動の促進やスポーツ活動の支援に努め、豊かな心を育む教育・文化のまちづくりを進めます。



### 基本目標3

## 活力ある産業のまち

地域産業の活性化や担い手の育成をはじめとする多様な振興施策を一体的に推進し、本町の基幹である1次産業の一層の振興に努めます。

また、商工会との連携による地域に密着した魅力ある商業活動の促進、既存企業への支援や企業誘致等による工業の振興、地域資源等を活かした観光・交流機能の拡充に努め、活力ある産業のまちづくりを進めます。



## 基本目標4

## 安全・安心でやすらぎのあるまち

環境負荷の少ない持続可能なまちづくりに向けた環境保全活動を推進するとともに、循環型社会の形成に向けたごみ・し尿等廃棄物処理対策の充実に努めます。

また、健康で快適な暮らしに欠かせない上水道・下水道の整備に努めるとともに、消防・防災・救急体制や防犯体制・交通安全の一層の充実を図り、安全・安心でやすらぎのあるまちづくりを進めます。



## 基本目標5

## 快適で便利なまち

計画的な土地利用の推進や道路・交通網の整備、移住・定住につながる住宅・市街地の整備を進めるとともに、住民生活の質的向上に向けた情報化・技術革新の推進を図り、快適で便利なまちづくりを進めます。



## 基本目標6

## みんなが主役の協働のまち

新しい時代の住民と行政との協働のまちづくり、地域主導のまちづくりに向け、住民参加のまちづくりの推進やコミュニティ活動の充実を図ります。

また、人権尊重社会・男女共同参画の形成に向けた取り組み、地方創生の時代にふさわしい自立した自治体経営を推進し、みんなが主役の協働のまちづくりを進めます。





# 前期基本計画



# SDGs と総合振興計画

## 1 SDGs の概要と意義

SDGs（エスディージーズ）とは、2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の共通目標です。

2015年までを期限としていた発展途上国向けの開発目標 MDGs（ミレニアム開発目標）の後継として採択された SDGs は、持続可能な世界を実現するための包括的な 17 のゴールと細分化された 169 のターゲット<sup>※4</sup>、進捗状況を図るための約 230 の指標で構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを理念とした経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されています。

我が国においては、2016年5月に政府内に SDGs 推進本部を設置、同年12月には、SDGs の実施指針が決定されており、各自治体に対し、各種計画や戦略・方針等の策定の際に SDGs の要素を最大限反映するよう求めています。

また、2017年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」においても、地方での SDGs の推進が地方創生に資するとして、SDGs を行政・民間事業者・住民等の異なるステークホルダー<sup>※5</sup>間における共通言語として活用することにより、政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能であると示しています。

## 2 SDGs と総合振興計画

本計画においては、行政と住民が一体となり、本町の掲げる将来像「住みたい 住める 住んでよかった 未来へ繋ぐまちづくり」の実現に向け、各施策に取り組みます。

本計画は、国際社会全体の開発目標である SDGs とスケールは異なるものの、その目指すべき方向性は同様であることから、本計画の推進を図ることで、SDGs の目標達成に貢献できると考えています。

そのため、以降の基本計画では、各施策に関する SDGs の 17 の目標（ゴール）を示しています。

※4 ターゲット：計測可能な行動目標。SDGs の 17 の各ゴールの下に設定されており、合計 169 のターゲットが設定されている。

※5 ステークホルダー：直接・間接的な利害関係を有する者。関係者。

【SDGsの17目標(ゴール)】

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p><b>目標1 貧困をなくそう</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p><b>目標10 人や国の不平等をなくそう</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p><b>目標2 飢餓をゼロに</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p><b>目標11 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p><b>目標3 すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p><b>目標12 つくる責任 つかう責任</b> 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p><b>目標4 質の高い教育をみんなに</b> すべての人に包摂<sup>※6</sup>かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p><b>目標13 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p><b>目標5 ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p><b>目標14 海の豊かさを守ろう</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p><b>目標6 安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p><b>目標15 陸の豊かさを守ろう</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p><b>目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p><b>目標16 平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p><b>目標8 働きがいも経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p><b>目標17 パートナリシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p><b>目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>		

資料：（一財）建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs-導入のためのガイドライン」（2018年3月版（第2版））

※6 包摂性：誰一人取り残されることなく、世界の構成員として、一人ひとりが社会のシステムに参画できること。

## 【SDGsの17目標(ゴール)と自治体行政の関係】

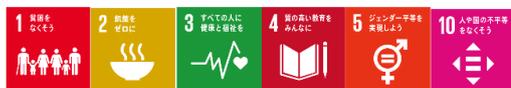
目標	自治体行政の果たし得る役割
	<b>目標1 貧困をなくそう</b> 自治体行政は、貧困で生活に苦しむ人々を支援するうえで最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	<b>目標2 飢餓をゼロに</b> 自治体は、土地や水資源を含む自然資産を活用して、農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも、適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	<b>目標3 すべての人に健康と福祉を</b> 住民の健康維持は、自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが、住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	<b>目標4 質の高い教育をみんなに</b> 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては、自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。
	<b>目標5 ジェンダー平等を実現しよう</b> 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。
	<b>目標6 安全な水とトイレを世界中に</b> 安全で清潔な水へのアクセスは、住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は、自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して、水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	<b>目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> 公共建築物に対して、率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
	<b>目標8 働きがいも経済成長も</b> 自治体は、経済成長戦略の策定を通して、地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して、労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	<b>目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 自治体は、地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで、新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

目標	自治体行政の果たし得る役割
	<p><b>目標 10 人や国の不平等をなくそう</b></p> <p>差別や偏見の解消を推進するうえでも、自治体は、主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
	<p><b>目標 11 住み続けられるまちづくりを</b></p> <p>包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは、首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で、自治体行政の果たし得る役割は、益々大きくなっています。</p>
	<p><b>目標 12 つくる責任つかう責任</b></p> <p>環境負荷削減を進めるうえで、持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには、住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことで、自治体は、この流れを加速させることが可能です。</p>
	<p><b>目標 13 気候変動に具体的な対策を</b></p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形で、その影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
	<p><b>目標 14 海の豊かさを守ろう</b></p> <p>海洋汚染の原因の8割は、陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく、すべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
	<p><b>目標 15 陸の豊かさも守ろう</b></p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<p><b>目標 16 平和と公正をすべての人に</b></p> <p>平和で公正な社会をつくるうえでも、自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
	<p><b>目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう</b></p> <p>自治体は、公的／民間セクター、住民、NGO／NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していくうえで、多様な主体の協力関係を築くことは、極めて重要です。</p>

資料：（一財）建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs-導入のためのガイドライン」（2018年3月版（第2版））

## 基本目標 1 健康で安心して暮らせる福祉のまち

### 1 子育て支援



#### 【現状・課題】

- ・令和2年4月より3園を統合し、おおつき保育所を開園するとともに、19時までの延長保育事業、一時預かり保育事業、病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始しましたが、今後も保育サービスの質の維持、向上が求められます。
- ・家庭的に厳しい状況の子どもたちの家庭を支援する取り組みが必要です。
- ・高齢化が進む本町において、若者の定住の促進を図るため、安心して、将来に希望を持って結婚できるよう、結婚や子育てを支援することが必要です。
- ・出生数に増減はあるものの、減少は顕著であり、集落に乳幼児や学童がない地区も出てきています。しかし、少ない人数でのメリットを活かした、個々の顔がみえる地域ぐるみの支援ができています。
- ・母子保健の分野では、妊娠から子育て期を通じた子育て支援を展開し、個々の妊婦に対し、密度の濃い支援体制を整えています。健康づくりは、既に妊娠中から始まっており、妊娠期の保健指導の展開や乳幼児健診、児童生徒への健康教育などを展開しています。
- ・子どもたちの健康面での課題として、朝食をとらない、偏食があるなど、食生活の乱れや歯磨きなどの衛生面、十分な睡眠がとれていないなど、生活習慣の乱れがあげられます。
- ・家庭での子育て環境は、家族構成や経済状態にも左右されるため、家庭で補えないところは公的機関等が支援を行うことが重要です。子どもたちが健康に成長し、頑張れる子どもに育つため、社会全体での健康づくりが子育ての基本であるという認識のもと、より良い環境を提供できるよう取り組んでいく必要があります。

## 【基本方針】

- ・子育て世代のニーズに沿った支援や情報提供ができる場を提供します。
- ・家庭における子育てを基本とし、地域全体で子育てにかかわりを持てる環境をつくります。
- ・若者が安心して将来に希望を持って結婚でき、子育てができるよう支援していきます。
- ・妊娠期から子育て世代を通じて、健康な発達発育を支援していきます。

## 【主な取り組み】

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
保育サービスの維持・向上	・保育サービスを受けたい家庭に保育を提供するとともに、保育ニーズや、ライフスタイルの変化に対応できるよう保育サービスの向上を図ります。
家庭教育力の向上と地域との連携	・子育て支援サービスの充実や情報提供を行い、地域全体で子育てをしていく環境づくりを推進していきます。
結婚や子育てを支援する機運の醸成	・婚姻に伴う住宅取得費用、住宅賃借費用及び引越費用に対する支援を行います。
子育てに伴う経済的支援・負担軽減の拡充	・子どもにかかる医療保険適用の医療費を18歳に達する最初の3月31日まで助成を行います。 ・出生祝い金として、段階的に給付金を支給します。
妊娠期からの切れ目のない子育て支援の整備	・不妊治療の助成を行うことにより、妊娠、出産を希望する世帯を支援します。母子手帳交付時から切れ目のない支援体制を整え、子育て世代の不安や悩みに対して安心して健康な生活が送れるよう取り組みます（子育て世代包括支援センターの活動）。
乳幼児健診と事後フォローによる健全な発育の支援	・広く乳幼児健診を実施する中で、それぞれの月齢に応じた発達段階のチェックと保健指導を展開し、子育ての悩みに対応した支援を行います。また、必要な支援内容に応じた関係機関との連携を図ります。
乳幼児期からの健康づくり意識の啓発	・保育所での歯科指導や児童生徒への煙草に対する正しい理解を深める教育など、各種健康教育を実施することで健康行動がとれる子どもを育てます。 ・健康が豊かな人生の基本であるという意識が広く町民に広がるよう健康増進事業を展開します。
子育ての輪、支援の輪の醸成	・赤ちゃん相談や子育てイベントを通じ、子育て世代の孤立を防ぎ、より良い育児の情報提供に努めます。 ・子育て世代の自主的な活動が広がり、それを支援するボランティアの育成に努めます。

## 【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	測定(取得)方法及び設定の考え方
保育サービスの提供	人	0	0	【教育委員会】 待機児童の数
ファミリーサポートの会員数	人	0	50	【まちづくり推進課】 年度末会員登録数
結婚を支援する経済的負担の軽減・補助金交付件数	件	0	15	【町民福祉課】 現状値は0件だか、窓口、広報活動等で周知し目標値を目指す
子育てに伴う経済的負担軽減 実施率	%	100	100	【町民福祉課】 該当者を抽出し、周知していく
妊産婦・乳児訪問実施率	%	100	100	【保健介護課】 全数に対応することを原則とする  訪問ができない場合は、電話等での連絡も可としている
乳幼児健診受診率	%	100	100	【保健介護課】 健診を必要なものと感じ、受診してもらえる体制をとる
各種事業の満足度調査	%	-	70	【保健介護課】 健診や事業参加者に、内容に関する満足度の聞き取りを行う

## 2 保健・医療



### 【現状・課題】

- ・少子高齢化は全国的な傾向であり、本町では高齢化率が48%に到達しようとしています。数年のうちには団塊の世代が75歳の後期高齢者に到達し、高齢者と呼ばれる65歳以上の中でも後期高齢者の割合が7割を占めることが予測されています。
- ・本町の人口構成は、働き盛り世代の働く場所がないことが、少子化に拍車をかけ、出生数の減少が顕著であるため、子どもの数は極端に少なくなっています。また、早世といわれる壮年期層の死亡も高い傾向にあります。
- ・死亡原因でみると、死亡者数全体に占める高齢者の割合が多いため、老衰が1位で悪性新生物は2位となっています。しかし、本町の人口規模から算出される訂正死亡率でみると、男性のがん死亡率は県下で1位となっており、特に働き盛りの世代ががんで亡くなるケースが多くなっています。
- ・働き盛りの世代のがん死亡率が多い状況は、家庭の経済状況にも影を落とし、さらには地域社会の活性化にも悪影響を及ぼしています。喫煙とアルコールがその原因と考えられていることから、健康行動に関する意識の向上が重要となっています。
- ・町内に人があふれ、笑顔や笑い声が絶えず、子どもたちが元気に走り回り、高齢者が生きがいを持って活動できる、本町をそんな町にするために、生きることの基本である健康にスポットを当てた施策展開が喫緊の課題です。
- ・保健・医療・福祉の中核施設として開設された大月病院に健康管理センターを併設し、保健部門との連携による特定健診や各種予防事業等の実施などを通じて、住民一人ひとりの健康管理に積極的に関与することにより、1人でも多くの方が健康で豊かな暮らしを営むことができるよう取り組んでいます。また、高齢者福祉を担う地域包括支援センターや社会福祉協議会とともに、保健・医療・介護・生活支援・住まいが一体となった地域包括ケアシステムの確立に努めています。
- ・医療体制においては、町内唯一の医療機関である大月病院が開設されており、第二次救急医療機関として365日24時間の医療受入体制を実施し、地域住民が安心して暮らすことのできるまちづくりの中心的な役割を担っています。
- ・大月病院の医療圏域である町内人口の減少と相まって、患者数は年々減少し、収益は低下傾向にあるものと推測されています。あわせて、施設整備より35年が経過していることから、施設の老朽化による更新需要など、今後の経営状況は益々厳しくなるものと予想されます。

## 【基本方針】

- ・住民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、個人のできる範囲の健康行動につながる支援への取り組みを推進します。
- ・地域ぐるみで健康づくりに取り組める組織づくりを支援します。
- ・保健・医療が連携し、健診受診をともに促し、医療機関との連携により住民の健康を支えます。
- ・住民と行政との協働により、地域における健康づくり活動を推進します。
- ・各種健康づくりイベントを開催します。
- ・関係する専門職の確保とスキルアップに取り組めます。
- ・地域住民が安心して暮らすことのできる安定した医療体制の確保に努めます。
- ・高齢化の進展に伴う介護ニーズへの対応や、住み慣れた地域で生涯暮らしていくことのできるまちづくりに向け、住民から信頼される病院運営に取り組めます。
- ・近隣の中核医療機関との連携を強め、広域での相互補完による安定した医療体制の確立を目指します。

## 【主な取り組み】

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
健康づくりを担う人材育成	・住民誰もが心身ともに健康で生活できるよう、健康づくり活動を担う人材の育成に取り組めます。
健康キャッチフレーズの旗揚げ	・本町の健康課題をテーマにした健康キャッチフレーズを選定し、住民との協働による「健康のまちづくり」活動を展開します。
啓蒙活動の展開	・禁煙、家庭血圧測定など、個人が取り組める健康行動を広く周知するため、健康イベント等を実施します。
健康づくり地区組織活動の展開	・地域で集まることで、日々の生活に活気を与えられるよう、地域での集いを積極的に展開します(介護予防事業)。
食生活改善の推進	・地域において健康の基礎となる食生活の改善に取り組むことができるよう普及啓発活動を実施し、食と健康を支えることのできる人材育成を推進します。 ・地域や家庭での「食と健康」にかかる普及活動を支援し、幼少期からの食育を展開します。
各種検診の受診勧奨	・特定健診、がん検診の受診勧奨を実施(郵送、訪問等)します。 ・住民が受けやすい健診を目指し、検討を行います。
個別保健指導の充実	・健診結果をもとにした専門職による、栄養指導、保健指導を展開します(特定保健指導等)。 ・日頃から健康相談会を展開し、個人の生活スタイルに合った健康行動を提案します。

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
医療と連携した健康知識の普及啓発	・医療公開講座や各種健康教育を大月病院とともに展開し、住民へ正しい健康知識の不況に取り組みます。
安定した医療体制の確保	・へき地医療協議会による医師確保を堅持し、健全な経営基盤による継続的な地域医療を確立します。 ・適正な施設及び機器更新需要に対応した整備を図ります。
信頼される医療サービスの提供	・患者との信頼関係を意識した、十分な情報提供による診療を実施します。 ・患者満足度向上に向けた職員の意識改革及び施設運営サービスの拡充を図ります。
保健・介護・福祉・医療の連携促進	・保健・介護・福祉・医療の各機関と連携強化による健康サービスの拡充により、住民幸福度の向上を図ります。
広域連携の促進	・近隣医療機関との連携強化に向けた情報共有を行います。

## 【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	測定(取得)方法及び設定の考え方
健康キャッチフレーズの旗揚げ	回	0	1	【保健介護課】 数年に1回、キャッチフレーズを旗揚げするイベントにて公表、取組者の表彰等
健康イベント参加者の増加	人	—	増加	【保健介護課】 各種イベント参加者数
健康づくり組織活動	数	18	18	【保健介護課】 自主的活動に取り組む地区数 高齢者の運動教室等
食育活動	回	0	3	【保健介護課】 子ども向け食育教室 テーマごと成人向け食生活改善教室
健診受診率の向上	%	—	各5%増 (R1より)	【保健介護課】 受診率の前年比(各健診)
特定保健指導実施率	%	40	65	【保健介護課】 特定保健指導(国保予算)の実施率の向上
大月病院との協働健康教育・健康相談	回	10	15	【保健介護課】 健診結果説明会時に実施(7回) ・地域に出向いた健康教室の開催(3回) ・医療公開講座(2回) ・イベント時健康相談(3回)

### 3 高齢者福祉



#### 【現状・課題】

- ・平均寿命の延伸によって高齢期が長くなったことで、健康を維持しながら生きがいを持って自立することが求められます。高齢者の生きがいづくりや仲間づくりの支援を通じて、地域住民同士がふれあう機会の充実を図ることが必要です。
- ・多くの人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けたいと望んでいることから、多様な関係機関が連携し、課題解決に向けた体制整備を進めていくことが必要です。
- ・認知症者の人数は、今後10年間は横ばいで推移することが想定されていますが、ひとり暮らし世帯や高齢者世帯の割合の増加に伴い、見守り支える人が不足することが課題となることから、地域で認知症の方を支えていく体制づくりが必要です。

#### 【基本方針】

- ・高齢者が地域で生きがいを持ち、いきいきと暮らせるよう支援します。
- ・住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりに取り組みます。
- ・認知症の方や介護する家族が安心して暮らせる地域づくりを目指します。
- ・支援する家族のいない高齢者や低所得の高齢者が住まいや生活の心配がなく、安全・安心な生活を送ることができるよう支援します。

#### 【主な取り組み】

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
地域の力を活かした多様な取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくりの原動力となる人材の確保・育成や活躍できる場の創出、地域を「住民の力・地域の力」で支える仕組みづくりなど、高齢者が自ら積極的に地域を支えていく多様な取り組みを推進します。</li> <li>・リハビリテーション専門職を地域の通いの場に派遣することにより、高齢期や介護予防を推進します。</li> <li>・地区での自主的な介護予防活動の支援を行います。</li> </ul>
住み慣れた地域で暮らすための支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「予防・介護・医療・生活支援・住まい」を多様な職種の連携と地域ぐるみでサポートし合う『地域包括ケアシステム』のさらなる推進を進めます。</li> <li>・在宅サービスを支援するサービスを充実し、高齢者の安全・安心を守ります。</li> </ul>
認知症の方と家族を支える仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で認知症の方や家族の方を支えていくための多様な認知症施策を推進します。</li> </ul>

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
高齢者の転居・施設入所に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者住宅あさがおを運営し、老朽化した住居からの転居を支援します。</li> <li>・支援する家族のいない高齢者や低所得の高齢者が入居できるよう養護老人ホームの入所支援を行います。</li> </ul>

## 【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	測定(取得)方法及び設定の考え方
収入のある仕事に週1回以上ついている人の割合	%	28.9	30	<b>【保健介護課】</b> 資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (令和2年度、5年度実施)
介護予防のための通いの場への週1回以上の参加者割合	%	10.0	15.0	<b>【保健介護課】</b> 資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (令和2年度、5年度実施)
認知症に対してマイナスイメージを持っている方の割合	%	48.8	30	<b>【保健介護課】</b> 資料：認知症予防講演会アンケート マイナスイメージを持っている方の割合を減少する

## 4 障害者福祉



### 【現状・課題】

- ・障害者の社会参加の促進、誰もが快適に暮らせるために、個性と能力を發揮しながら社会の一員としての役割を果たし、自己実現を図ることで、生きがいを持ち、生活の質を高められるようにする必要があります。
- ・すべての人が快適に利用できるような生活空間を整備する必要があります。
- ・障害福祉サービスを提供することにより、地域で安心して自立した生活が継続して送れるよう、多様なニーズに対応したサービスを提供する体制の整備が必要です。

### 【基本方針】

- ・スポーツ講習会を開催することにより、互いの障害の理解を深め、ひきこもりを防ぎ、生きがいづくりにつなげていきます。
- ・要支援や要介護の必要な障害者に対し、生活しやすい、安全で安心な環境づくりを進めていきます。
- ・障害のある方が居宅介護（ホームヘルプ）等のサービスを利用し、安心して生活が送れるよう支援します。

### 【主な取り組み】

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
社会参加の推進	・イベントの開催・参加、スポーツ大会への参加などの周知に努め、障害のある方が参加しやすい機会や場づくりを推進していきます。
経済的負担軽減	・経済的に不安な障害者に対して経費の一部を助成することにより住みやすい環境づくりにつながる支援を行います。 ・住宅改修など経済的負担の大きいものから、福祉サービス、割引制度に対する相談も受け付けます。
相談支援の充実	・相談支援事業所等と連携し、個別のニーズの把握やサービスの提供を検討していきます。 ・在宅の方には、訪問による支援を行います。

## 【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	測定(取得)方法及び設定の考え方
イベント開催やスポーツ大会への参加回数	回	0	3	【町民福祉課】 実績報告書関係機関と連携し環境整備等を協議し社会参加につなげる
経済的負担軽減補助達成率 申請者の支援等決定率	%	3	6	【町民福祉課】 広報等で町全体に事業を周知し、件数の増加につなげる
相談支援件数	件	16	30	【町民福祉課】 広報等で周知することにより相談件数の増加につなげる

## 5 地域福祉



### 【現状・課題】

- ・高齢者の健康寿命の延伸やフレイル予防にはコミュニケーションが重要といわれていますが、自らの力で関係性を続けることが困難な方もいることから、心身の健康を守るため、介護予防や認知症予防の活動の拠点づくりを推進することが必要です。
- ・地域社会における過疎化や高齢化により、支援が必要な人たちを地域全体で支える地域福祉の推進が求められています。近い将来、発生が予想されている南海トラフ地震に対しても、益々その重要性が再認識されています。
- ・終の住処として、誰もが安心して地域で暮らしていくには、一人ひとりの状況やニーズにマッチしたきめ細かな支援が必要であり、公的サービスの充実と合わせて多様な主体による支え合い活動が不可欠です。地域福祉の担い手となるボランティアやNPO、民間企業等の育成や活動支援を図るとともに、必要とされているニーズと提供できる支援とをつなぐ仕組みづくりが必要です。
- ・生活困窮者やひとり親家庭、ひきこもり等の増加を受け、自立支援策の強化が求められています。

### 【基本方針】

- ・地域の人と人とのつながりを大切にしながら、お互いを助け合う関係を構築し、『自助・共助・公助』という役割分担の理解と意識のもと、住民、地区、行政等が連携して地域ぐるみの福祉を推進します。
- ・関係機関や地区長などにより、きめ細かな支援やサービスが提供される体制づくりを推進します。
- ・困りごとや生活困窮等を気軽に相談でき、必要に応じて専門的な支援に結び付けるような体制の強化を図ります。

### 【主な取り組み】

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
介護予防と自立に関する意識の向上と施策の推進	・国保、保健や介護が連携し高齢者に対し、専門職が口腔、栄養、運動等の指導にかかわり、効果的なフレイル予防や介護予防を行います。

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
NPO・福祉団体等の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動を行うボランティア団体等に対し、活動の場の提供や情報提供、活動資金の援助等の支援を行い、活動の活性化を図ります。</li> <li>・学校教育や社会教育等において、ボランティア体験や福祉教育等を通じて心の育成に努め、若者のボランティア活動への参加を促します。</li> </ul>
地区長自治会との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の実情を把握している地区長との連携をさらに強化します。</li> </ul>
コーディネート機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉を担う関係機関や各種団体との連携強化を図り、課題の共有やケース検討会を行うことで、適切な支援やサービスの提供につなげることができる体制の強化を図ります。</li> <li>・支援のニーズ等に対し、コーディネートできる専門的人材の育成・確保に努めます。</li> </ul>
地域における安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣近所での声かけや見守りに対して啓発を行うとともに、近隣住民や民間事業所等による見守り体制の構築を図ります。</li> <li>・災害時等の避難行動において支援を必要とする要支援者の把握に努め、要支援者名簿をもとに関係機関が連携し、また、近隣住民の協力を得ながら、要支援者の避難行動支援体制の確立を図ります。</li> </ul>
生活困窮者等への支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種支援・サービス等の情報提供や支援に努めます。</li> <li>・実態把握に努めながら、自立を支援するための就労支援、学習支援等の取り組みを実施します。</li> </ul>

## 【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	測定(取得)方法及び設定の考え方
ほっとセンター利用者数	人	15,839	17,000	【町民福祉課】 資料:ほっとセンター運営協議会資料(利用状況調べ)
ほっとデイサービスチャレンジャー利用者数	人	204	312	【保健介護課】 資料:地域包括支援センター運営協議会資料及び第8期介護保険計画より
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施利用者数	人	—	10	【保健介護課】 令和3年度より検討後、事業実施予定

## 6 人権啓発の推進



### 【現状・課題】

- ・あらゆる人権課題の解決とすべての人権が尊重されるまちづくりの実現に向けた取り組みを推進してきましたが、依然として人権問題が存在しています。
- ・様々な人権問題を解決していくためには、町民一人ひとりが人権について正しい知識と理解を深めていく必要があります。

### 【基本方針】

- ・保育・学童期からの意識づくりに取り組むため、人権教育や人権イベントを推進します。
- ・正しい知識と理解を深めるため、講演会・研修会を開催する等、人権意識の高揚を図ります。

### 【主な取り組み】

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
人権に関する啓発	・人権に関する講演会や研修会、啓発イベントを通じて、正しい知識と理解を深め、人権意識の高騰を図ります。

### 【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	測定(取得)方法及び設定の考え方
保育所・学校において人権イベントを開催	回	5	7	【健康福祉課・教育委員会】 人権イベントの開催
成人向け講演会・研修会の開催	回	3	5	【教育委員会】 広報等で町全体に周知し参加者の増加につなげる。
啓発チラシ等の配布	回	0	12	【健康福祉課】 地区配布の際に啓発チラシ等を配布する。

## 基本目標 2 豊かな心を育む教育・文化のまち

### 1 学校教育



#### 【現状・課題】

- ・大月町保・小・中連携教育連絡協議会等を活用し、保育所、小学校、中学校での一貫した取り組みや、切れ目のない継続的な支援が必要です。
- ・学校・保育所運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的に、令和元年度に大月町教育運営協議会（コミュニティ・スクール）設置準備委員会を立ち上げたことから、今後は既存組織との連携を図り、取り組みを行っていくことが必要です。
- ・不登校あるいはその傾向がある児童生徒の支援や、虐待等の早期発見に対応できるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材の活用や、関係機関と連携した校内支援委員会を小中学校にて開催し、早期からの教育相談体制の充実に取り組んでいます。
- ・保育所から小学校へ、小学校から中学校への滑らかな接続を目指した接続期実践プラン（スタートカリキュラム）の作成・活用により、15歳までの子どもの発達段階に応じた系統的な教育（大月町子育てプラン）を推進しています。
- ・超スマート社会（Society5.0）に対応できる人材として、プログラミング教育を柱とした情報活用能力や論理的な思考力を身につけることができる教育内容の充実に努め、「GIGAスクール構想」に向けた児童生徒1人1台端末の活用方法を検討しています。

#### 【基本方針】

- ・年齢に応じた発達について、児童生徒ごとに対応した支援を行うため、外部専門機関との連携に努めます。
- ・大月町教育行政方針の基本を「うるおいと活力に満ちた平和な人づくり」に置き、人権を尊重し、平和を愛し、心身ともに健康で創意と自主性に富んだ人間性豊かな調和のとれた町民の育成を目指して取り組んでいきます。
- ・豊かな自然や新鮮な食材など、地域の資源を活用した環境教育や食育を行い、子どもたちがふるさとを知り、ふるさとを大切にする心や豊かな心を持った「大月っ子」を育成します。

## 【主な取り組み】

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
子どもの発達に応じた支援や、保小中の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢に応じた発達が気になる子どもについて、巡回相談、教育相談を行い、児童ごとに対応した支援を行います。</li> <li>保育所、小学校、中学校が連携した取り組みを行います。</li> </ul>
大月町教育運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営に関し、保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進や連携協力を進めることにより、信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組めます（令和4年4月設置を予定）。</li> </ul>
関係機関と連携した教育相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校傾向等にある児童生徒への支援や、虐待等の早期発見に対応できるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材の活用や、関係機関との連携を図ります。</li> </ul>
ふるさとを大切にす心や豊かな心を持った「大月っ子」の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内各地域の特色を活かした学習を通して、自然、人的環境の素晴らしさを体験し、郷土を愛し、将来の大月町を担っていききたいと思う人材の育成を図ります。</li> </ul>
超スマート社会（Society5.0）に対応できる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTを活用しての情報収集能力や活用能力を高め、児童生徒が自ら課題を発見し、対応できる力を身につけることができるよう、教育内容の充実を図ります。</li> </ul>

## 【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	測定（取得）方法及び設定の考え方
大月町保・小・中連携教育連絡協議会の開催	回	年3	年3	【教育委員会】 学期ごとに開催
大月町教育運営協議会（コミュニティ・スクール）の開催	回	2	3	【教育委員会】 令和元・2年度：設置準備委員会 令和3年度：設置委員会 令和4年度より設置予定計画→実行→評価→改善
小学校、中学校校内支援委員会の開催	回	小学校10 中学校11	小学校10 中学校11	【教育委員会】 1箇月ごとの状況確認（学校内部のみ開催もあり）
地域資源を活用した体験学習のための人材確保	人	50	80	【教育委員会】 地域学校協働本部ボランティア登録者数

## 2 社会教育



### 【現状・課題】

- ・65歳以上の人口割合は47.77%（令和2年11月現在）となっており、加速する少子高齢化に歯止めがかからない状況です。それに伴い地区の世帯数の減少や高齢者のひとり暮らしが増加し、住民の相互扶助や連帯意識が希薄になりつつあります。
- ・住民一人ひとりが主体的かつ積極的につながることで、強い絆のネットワークを形成し、地域の活性化を目指した取り組みを推進することや生涯にわたって豊かな人生を送ることができるようニーズに合った生涯学習を推進することが必要です。

### 【基本方針】

- ・「地域とともにある教育づくり」を推進するとともに、ふるさとに誇りと愛着を持ち、地域活性化の担い手となる人材を育成します。
- ・住民一人ひとりが心の豊かさや生きがいのための学習活動や世代間交流、ボランティア活動などの取り組みができる環境づくりを行います。

### 【主な取り組み】

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
放課後子ども教室の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進することを目的として、大月小学校において開設します。</li><li>・また、特別教室等での活動内容や支援員の充実を図ります。</li></ul>
世代間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域学校協働活動の活性化に取り組み、小中学校での食育活動や総合的な学習を支援します。</li></ul>
各種団体の活性化	<ul style="list-style-type: none"><li>・活動活性化に向けた補助金支援を行います。</li></ul>
生涯学習プログラムの作成	<ul style="list-style-type: none"><li>・専門的な職員として社会教育主事の育成に取り組みます。</li><li>・公民館サークルの充実や勧誘、発表会や文化展を通じて生きがいのある学習活動やネットワークの構築につなげます。</li></ul>
人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・人権教育研究協議会を中心とし、小中学校における人権参観日や人権教育研究大会を通じて、豊かな人間性を育みます。</li></ul>

## 【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	測定(取得)方法及び設定の考え方
放課後子ども教室協働活動支援員	人	21	30	【教育委員会】 現状、70歳以上の支援員が半数近くを占め、高齢化が進行しているため
社会教育主事の育成	人	1	3	【教育委員会】 資格要件があり、20日間の専門研修を要するため

### 3 文化芸術・文化財



#### 【現状・課題】

- ・文化財は、人によって守られ、継承していくことにより、その価値が向上することから、次世代へ継承するためには、地域における文化財の保存・活用の推進強化が必要です。
- ・文化財調査委員等の高齢化等により、保存・活用のあり方についての担い手や専門職員の養成が急務となっています。
- ・文化財の展示公開をしている教育施設は、文化財を展示する専用施設ではなく、また、施設が老朽化していることから、文化財展示施設の検討と展示内容の充実を図ることが必要です。
- ・中央公民館は、築50年が経過し、老朽化、耐震補強等改修が必要です。
- ・新たな文化芸術の創出を図るため、アニメーションを軸に先端企業やクリエイターを町内に招き、子どもたちが将来の可能性や郷土愛を育むための「体験する機会」を設けることが必要です。

#### 【基本方針】

- ・中央公民館、図書館、文化財展示施設を含めた複合施設の設置について検討を進めます。
- ・令和3年度より県の「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録の推進を目的とした補助金を活用し、遍路道の整備を行い、世界遺産登録に向けた取り組みを進めます。
- ・アニメ関連事業所等の誘致を進め、子どもたちへの指導を中心に拠点づくりに取り組みます。

#### 【主な取り組み】

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
中央公民館、図書館、文化財展示施設の見直し	・複合施設検討委員会において施設の現状について協議し、複合施設設置に向けて検討します。
文化財展示施設の改修	・複合施設検討準備委員会において施設の現状について協議します。
文化財の保護	・次世代へ継承するために、文化財関係職員の育成や資料や情報についての整理に努めます。

## 【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	測定(取得)方法及び設定の考え方
複合施設検討委員会の開催	回	1	3	【教育委員会】 住民が文化に触れ、学習でき、魅力と利便性に富んだ施設整備の検討が必要
アニメ制作スタジオ誘致	件	0	1	【まちづくり推進課】 大月スタジオの整備
官民共同での映画祭の開催	回	0	1	【教育委員会】 滞在作品や小中学生の取り組みを発表できるイベントの開催

## 4 スポーツ



### 【現状・課題】

- ・体力は、健康の維持、意欲や気力といった精神面の充実に大きくかかわってくることから、スポーツを通して体を動かすことの楽しみ、仲間づくり、健康で豊かな生活を営む目的として、スポーツ・レクリエーションの機会や環境を整え、スポーツ参画人口の促進を図ることが必要です。
- ・総合型地域スポーツクラブの会員の確保及びスポーツ協会の人材育成、住民が主体となった参画・参加型のスポーツイベントの開催などの体制づくりが課題となっています。

### 【基本方針】

- ・住民が生涯にわたって精神面の充実が図れ、健康で豊かな生活を送ることができるよう、年齢や体力に応じたプログラムの提供やスポーツ、レクリエーションのできる環境を提供するとともに、ボランティアやスポーツ推進委員の育成・確保に努めます。

### 【主な取り組み】

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
スポーツ推進委員の育成	・スポーツ推進委員を中心としたスポーツ活動促進のための組織の育成を図ります。
組織の強化と育成	・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブの組織強化と人材育成を推進し、スポーツ参画人口の促進を図ります。

### 【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
スポーツ推進委員の充実	人	6	8	【教育委員会】 規設定数 10 名以内、スポーツ専門知識のある委員の確保
地域スポーツイベントの開催	回	2	4	【教育委員会】 各団体との連携による各種スポーツイベントの開催を増やし、スポーツ参画人口の増加を募る

## 基本目標3 活力ある産業のまち

### 1 農林業



#### 【現状・課題】

##### 【農業】

- ・本町の農業は、葉タバコ・施設園芸・オクラ、ナバナなどの露地野菜や水稻が主要作物となっています。農業を取り巻く状況は、農産物価格の低迷、農家の高齢化や担い手・後継者不足などにより、農業経営は厳しい状況が続いています。
- ・地域農業の維持・活性化を図るため、春遠地区において集落営農組織が設立され、また、新規有望品目を導入するなど、意欲のある生産者グループも現れ、その取り組みが期待されています。
- ・担い手や後継者を含む農業従事者は年々減少しており、今後、本町の農業を活力あるものにしていくためには、新規の独立・自営就農だけではなく、初期投資や農地確保等のリスクが少ない親元就農等にターゲットを定めた農業従事者の確保を推進する必要があります。
- ・地域農業を維持・活性化していくため、集落営農組織等の様々な農業形態による組織化や意欲ある新たな取り組みについて支援し、耕畜連携も図りながら、土づくりを推奨し、農業経営の収益向上を図っていく必要があります。

##### 【林業】

- ・本町の森林面積は、町全体の78%を占めており、林産物の生産、国土の保全、水源のかん養、自然・生活環境の保全など、多面的な機能の発揮を通じて、地域住民の生活と深く結び付いています。
- ・長期にわたる木材価格の低迷や林業従事者の不足によって、間伐等が進まない荒廃森林が増えており、林業を取り巻く環境は厳しさを増しています。
- ・令和元年度からは新たな「森林経営管理制度」が創設され、現在、経営管理がなされていない森林について、間伐等により経営管理が実施されることとなるため、森林組合の基盤強化や林業従事者の確保を図り、計画的な間伐や作業道整備等による健全な森づくりを促進していく必要があります。
- ・特用林産業である製炭業においても、原木の安定的な確保や数十年先を見越した資源循環型林業を促進することにより、森林の多様性、高付加価値化を図っていく必要があります。

## 【基本方針】

- ・農業経営の収益向上とともに、担い手や後継者不足を解消するため、地域で支え合う仕組みづくりや意欲ある取り組み、ターゲットを定めた担い手や後継者等の農業従事者の育成・確保、地域の特性を活かした新規有望品目の導入などを支援・促進します。
- ・健全な森づくりを促進していくため、森林組合の基盤強化や林業従事者の確保を促進するとともに、地域の森林資源を活用した備長炭生産の取り組みを支援・促進します。

## 【主な取り組み】

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
新規就農者（農業従事者）の育成・確保	・Iターン等による新規就農者の確保は継続しつつ、初期投資や農地確保等のリスクが少ない親元就農や雇用による就農者の育成・確保を促進します。
新規有望品目の導入・産地化支援	・意欲ある生産組織の地域に適した有望品目の導入を促進し、産地化への取り組みを支援します。
農家の組織化支援	・春遠地区の集落営農組織をモデルとして、地域が共同で取り組む農業形態の立ち上げを支援していきます。
中山間地域における農業の維持	・農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図り、地域の共同活動、中山間地域における農業生産活動や耕作放棄の防止、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。
農業経営体の経営改善支援	・生産性・収益性の向上を図るために、新規及び規模拡大等に伴う園芸用ハウスや先進技術の導入などを支援し、意欲ある取り組みに対しても支援します。
健全な森づくりの促進	・森林の持つ多面的機能を発揮させるため、小規模林業者を含む林業事業者が実施する間伐や作業道開設などの取り組みを支援し、計画的かつ適正な森林施業を促進します。
森林組合の基盤強化と新規林業従事者の育成・確保	・新たな森林経営管理制度により、森林組合が担う役割は大きくなっていくため、高性能林業機械等の導入による効率・省力化を支援し、適切な施業提案ができる森林プランナーや自伐型を含む新規林業従事者の育成・確保を促進します。
特用林産業の振興	・ウバメガシの植栽に試験的に取り組み、施業技術を確立することで、森林の多様化、高付加価値化を図り、持続可能な資源循環型林業の構築や安定した原木供給体制の確立を促進します。

## 【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
新規就農者の育成・確保 (雇用就農含む)	人	—	5(累計)	【産業振興課】 年間1人の確保を目指す
新規有望品目の導入	品目	1	3(累計)	【産業振興課】 累計3品目の導入を目指す
集落営農等組織数	組織	1	2	【産業振興課】 目標期間内に1組織の立ち 上げを目指す
間伐面積	ha	21.4 (H28～H30 年度平均)	23.0	【産業振興課】 資料：県木材増産推進課 目標期間内に3年平均の間 伐面積23.0haを目指す
森林プランナーの育成・ 確保	人	1	2	【産業振興課】 目標期間内に1人の確保を 目指す

## 2 水産業



### 【現状・課題】

- ・本町の水産業は、温暖な宿毛湾海域を利用した養殖漁業、沖の島周辺海域での旋網漁業と太平洋側を含む海域での一本釣りや定置網漁業などの沿岸漁業が主となっています。水産業を取り巻く状況は、魚価の低迷、餌料の高騰や漁業従事者の不足により、漁業経営は厳しい状況が続いています。
- ・旋網漁業者が積極的に外国人技能実習生の受入れを行っているものの、技能実習は労働力需要の調整手段ではないため、漁業経営の安定・環境改善等による就業機会の創出等により、漁業従事者の育成・確保を図る必要があります。
- ・すくも湾中央市場の一元集荷による漁獲物集荷体制の構築、魚体選別機の導入や製氷・貯水施設等の整備を行い、機能強化を図ってきました。
- ・今後もさらなる機能強化を図りながら、作業等の効率化、鮮度を維持した水産物の高付加価値化の取り組みや関係機関との連携による意欲ある取り組み等についても強化し、漁業経営の環境改善を促進していくことが必要です。

### 【基本方針】

- ・水産業の活力を高めるため、宿毛湾における水産業全体としてのブランド化を推進することにより、漁業経営の安定・環境改善等による漁業就業機会の創出や漁業生産量の維持・増大につなげ、各漁協とも連携して漁業従事者の育成・確保を促進するとともに、水産資源の保全等に対する取り組みを促進します。

### 【主な取り組み】

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
新規就業者（漁業従事者）の育成・確保	・Iターン等による新規就業者の確保は継続しつつ、初期投資等のリスクが少ない親元就業や雇用による就業者の育成・確保を促進します。
産地市場の機能強化とブランド化	・水揚げ作業や市場機能の効率化、高鮮度処理による高付加価値化や関係機関との連携強化によるブランド化等の取り組みを促進し、意欲ある取り組みに対しても支援します。
沿岸漁業経営体の経営改善支援	・新規及び既存の漁業者の経営強化・改善のための取り組みを促進し、支援します。

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
漁場環境と生態系の保全	・漁場環境と生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、水産業の持つ多面的機能の維持・発揮を図るための活動を支援します。
漁港施設の機能保全	・安全で安定的な漁業活動が行われるよう、漁港施設の機能保全に努めます。

## 【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
新規就業者の育成・確保 (雇用就業含む)	人	—	5(累計)	【産業振興課】 年間1人の確保を目指す

### 3 商工業



#### 【現状・課題】

- ・本町では、人口減少や少子高齢化に伴い、市場の縮小に歯止めが利かない状況が続いています。長引く景気の低迷や刻々と変化する社会情勢の中、大規模小売店（大型ショッピングセンター）が近隣市町村へ進出するなど、事業環境の変化により、多くの事業者が売上低下に直面し、さらには後継者や担い手不足による事業承継も困難となっています。
- ・町内事業所（店舗）数が減少し、買い物の場が限られ、地元購買率の低下とともに、安定した雇用の場が少なくなるなど、厳しい雇用情勢となっています。
- ・これらのすべてが要因となり、町外へ消費が流出し、負のスパイラル（悪循環）が起きている。
- ・道の駅ふれあいパーク・大月は、地域特産物の直販所ふれあい市があり、また、町外向けに通販サイトやふるさと納税事業を担うなど、外商の核となっています。そのため、事業者や各関係機関との連携調整や情報発信の拡充など、さらなる経営基盤の強化が必要となっています。

#### 【基本方針】

- ・商工会と協力し、商店の事業承継や新規参入者の受入体制の充実を図ります。
- ・中心商店街の活性化を図り、地域住民の生活の利便性を高めます。
- ・にぎわいのある地域の拠点づくりを行います。
- ・雇用の安定確保に努めます。

## 【主な取り組み】

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
新規商工業者の創業支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チャレンジショップなどの施設導入を検討し、新規商工業者への出店を支援します。</li> </ul>
商業課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会、商店街及び小規模事業者等の経営基盤の強化を図ります。組織力の向上と魅力の向上を支援することで、中心商店街の活性化を推進します。</li> <li>・消費者ニーズに対応した商品・店づくりを支援し、販路拡大の促進に向けた支援を行います。</li> <li>・町内での買い物促進を図るため、公共交通等のあり方を検討し、町内消費の拡大を図ります。</li> <li>・大月町中心市街地活性化計画に基づく取り組みを支援します。</li> </ul>
にぎわいの拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道の駅ふれあいパーク・大月の多機能化を図り、町内外の交流拠点とします。</li> <li>・域内消費にとどまらず、地産外商を推進するため、施設や情報発信の拡充を進めます。</li> </ul>
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各関係機関との連携強化を図ります。</li> <li>・地域資源を活かした商品開発や観光部門と連携したまちづくりへの取り組みを支援します。</li> </ul>
情報発信力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示会・イベント等におけるPR機会の提供やその他情報発信への取り組みを支援します。</li> </ul>
雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求職者の就労を支援します。</li> <li>・企業誘致による雇用機会を創出します。</li> </ul>

## 【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
商店街店舗数(弘見地区中心部)	店	54	59	【まちづくり推進課】 資料：地域商業実態調査 現在の店舗数を維持し、新規事業者の増を目指す
地元購買率(最寄品)	%	—	50	【まちづくり推進課】 資料：県民消費動向調査 町内での購買率の上昇を目指す
チャレンジショップの整備	店	—	1	【まちづくり推進課】 利用可能店舗数

## 4 観光・交流



### 【現状・課題】

- ・ 柏島ブーム、キャンプブームから観光入込客は年々増加しています。しかしながら、柏島一極集中の傾向がみられ、大月町全体としての消費につながっていないのが課題です。
- ・ 「大月町」よりも「柏島」の認知度の方が高く、「柏島だけ行って帰る」の短期観光型の観光客が多く、宿泊施設や周遊ルート少なさが要因の1つとなっています。
- ・ 季節でいえば海水浴シーズンの夏の繁忙時期、体験メニューでいえばマリンアクティビティといったように、夏と海に観光客が偏っており、閑散期のイベントや新たな体験メニューの開発が必要です。
- ・ 本町は、全国にも誇れる豊富な自然資源や食資源を有しているにもかかわらず、地域資源を活かした取り組みや情報発信ができていません。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大による「新しい生活様式」や「新しい旅行スタイル」に応じた受入体制が整っていない状況であり、また、その後のインバウンド対応についても同様となっています。

### 【基本方針】

- ・ 観光関連の情報発信を強化し、新たな観光産業の起業を支援します。
- ・ 道の駅ふれあいパーク・大月を観光客の交流拠点とし、周遊ルートや体験メニューを広げ、観光客を短期滞在型から長期滞在型にすることで、町内での消費拡大へつなげ、地域経済の活性化を図ります。
- ・ 持続可能な観光を目指し、観光客の幅を広げます。

## 【主な取り組み】

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
観光イベントの開催	・秋冬の閑散期にはイベント自体が少ないため、秋冬でも集客が見込め、交流人口の拡大につながるイベントを開催します。
体験プログラムの強化	・地域資源を活かした体験メニューはマリリアクティビティが中心であり、夏には充実したメニューがあることから、秋冬でも体験できるメニューの開発を検討します。
環境整備	・アフターコロナを見据えた受入環境が必要となってくるため、ワーケーションなどに対応した各施設の整備を行います。
インバウンド誘客	・戦略策定をはじめ、受入体制（ガイドブック、ウェブサイト、宿泊施設等）を整備します。

## 【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	測定（取得）方法 及び設定の考え方
入込客数（体験）	人	948	1,500	【まちづくり推進課】 体験プログラムを充実させ、体験型観光客の増につなげる
入込客数（イベント）	人	22,066	25,000	【まちづくり推進課】 新規イベントを参入させ、観光客の増につなげる
入込客数（観光施設）	人	26,809	30,000	【まちづくり推進課】 受入体制を整え、長期滞在型観光客の増につなげる
入込客数（道の駅、直販市）	人	195,068	210,000	【まちづくり推進課】 地域資源・食資源を活用し、町内観光客の増につなげる

## 5 雇用対策



### 【現状・課題】

- ・本町の就業者数は、少子高齢化による人口減少とともに、減少傾向となっています。労働力不足が課題の中、まだまだ働ける高齢者が能力や経験を活かし、年齢にかかわらず働くことのできる社会環境が求められます。
- ・厳しい社会経済情勢の中、安定的な雇用を確保し、より良い労働環境を整えるための取り組みが求められます。
- ・若者のニーズに応えることのできる企業が少なく、安定した雇用や雇用機会が不足しています。一方で、仕事の魅力がうまく伝わらず、事業所の減少や後継者不足等につながっている部分もあるため、仕事の魅力が伝わる就業支援が必要です。
- ・事業所が少なく限られた業種しかないため、町内での雇用機会が不足しています。

### 【基本方針】

- ・大月町の未来を担う若者が安心して、納得して働き、その意欲や能力を発揮できる社会の実現を目指します。
- ・高齢者の意欲や能力がある限り、年齢にかかわらず働ける企業を拡大するため、シルバー人材バンクなどを整備し、地域における高齢者の多様なニーズに応じた就業機会の確保を図ります。
- ・安定的な雇用機会を確保します。

### 【主な取り組み】

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
企業誘致	・サテライトオフィスを含む企業誘致や創業支援による雇用を創出します。
若者が働ける場所	・若者向け就職セミナー等を開催し、若者の就労を支援します。
生涯現役促進	・高齢者に対する情報提供や就労セミナーを開催し、高齢者の再就職を支援します。
就労機会の拡大	・事業所の求人や内職募集など、求人情報の収集に努めます。
福利厚生の充実	・安心して働ける職場環境や休業制度など事業所における福利厚生事業の取り組みを支援します。

## 【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
サテライトオフィス誘致 施設の整備	件	—	2	【まちづくり推進課】 登録実績による
雇用につながるセミナー の開催数	回	1	2	【まちづくり推進課】 資料：大月町商工会 経営体制の強化を図り、雇 用の創出へつなげる
公共職業紹介所の求人登 録事業者数	事業者	20	25	【まちづくり推進課】 登録事業者を増やし、求人 情報の充実を図る

# 基本目標 4 安全・安心でやすらぎのあるまち

## 1 環境・景観・エネルギー



### 【現状・課題】

- ・地球温暖化や海洋汚染などの環境問題が世界共通の課題として注目を集めています。「持続可能な開発目標」である SDGs が国連サミットで採択され、「海の豊かさを守る」、「陸の豊かさを守る」など環境に配慮した取り組みが推奨されている中、豊かな自然と安心して暮らせる環境を維持していくことが、本町の大きな課題となっています。
- ・地球環境を改善するため、低炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの推進による低炭素社会への取り組み、マイクロプラスチックなどを生み出す海洋投棄の撲滅などに住民が一丸となって取り組む必要があります。

### 【基本方針】

- ・環境教育を推進し、住民や観光に訪れる人たちの意識の醸成を図ります。
- ・豊かな自然環境を次の世代に引き継げるよう、環境保全に努めます。
- ・低炭素社会の実現に向け、住民一人ひとりが「不法投棄」、「自然破壊」、「海洋投棄」を撲滅することを目指します。

### 【主な取り組み】

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・風力発電所との共同により、低炭素社会の実現に向けた学習機会を創出します。</li><li>・町内の海洋研究機関との共同により、循環型の環境保全を図ります。</li></ul>
不法投棄問題の解消	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境保全監視員の設置などにより、不法投棄問題の解消に努めます。</li></ul>

**【目標指標】**

指標名	単位	令和元年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
環境教育教室の開催	回	0	年間5	<b>【建設環境課】</b> 学校や団体単位での講師 派遣回数

## 2 廃棄物対策



### 【現状・課題】

- ・地球温暖化防止対策として、国際社会においても、今世紀後半までに世界全体で温室効果ガスの排出を、実質的にゼロにすることを掲げた「パリ協定」が採択されており、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを旨とした日本政府の方針も示されています。こうした状況の中、資源循環型・低炭素社会への転換を図る必要性はさらに高まっています。
- ・ごみ排出量は、人口減少に伴い年々減少傾向にあります。一方で住民1人当たりのごみ排出量は、ほぼ横ばいの状況が続いています。ごみの減量化とリサイクルの推進は、今後も地域の課題として、研究や取り組みの継続が必要です。
- ・一般廃棄物処理は、幡多広域市町村圏事務組合により、幡多クリーンセンターで焼却業務を行っています。同施設は、稼働より18年が経過しており、将来にわたり安定的なごみ処理を可能とするため、令和2年度より長期整備計画に基づいた定期点検整備を行い、施設の長寿命化を図っていく予定であり、これに伴う負担金の増額も見込まれています。
- ・最終処分場である大月町環境クリーンセンターの現在の埋立状況は、令和元年度末で82%となっており、ごみの減量化により施設の延命を図りつつ、次期処分場の建設について討を進めていく必要があります。

### 【基本方針】

- ・住民1人当たりのごみの搬出量を減らし、資源を有効に利用する循環型社会の形成を促進します。
- ・将来にわたり安定的なごみ処理を可能とするため、処理施設の長寿命化に努めます。

### 【主な取り組み】

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
ごみの減量化と資源化の促進	・資源ごみの分別収集方法を見直し、資源ごみの分別を促進し、さらなるごみの減量化に努めます。
大月町清掃センターの閉鎖工事	・大月町清掃センターの解体工事を実施し、跡地をリサイクルプラザとして再整備し、さらなるリサイクルの推進に努めます。
ごみ処理施設の長寿命化の推進	・適正なごみ処理を継続するため、処理施設の計画的な長寿命化を図ります。

## 【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	測定(取得)方法及び設定の考え方
1人1日当たりのごみ搬出量	g	842	800	【建設環境課】 資料：ごみ処理チャート 1人1日当たり5%のごみの搬出量の削減を目指す (H30:全国平均918g 高知県平均961g)
家庭から排出されるごみのうち資源ごみの割合	%	4.3	4.8	【建設環境課】 資料：ごみ処理チャート 資源ごみの割合の0.5%増を目指す

### 3 簡易水道・ダム（上・下水道）



#### 【現状・課題】

- ・水道は、健康で快適な住民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤ですが、全国的に施設の老朽化が進んでおり、施設の更新が急務となっています。また、災害時等に備え、施設の耐震化も急務となっています。
- ・簡易水道施設は、昭和 50 年代から 60 年代の高度成長期に整備された水道施設が大半を占めており、令和元年度末の管路の経年化率は 80%となっています。
- ・本町には大きな河川がなく、水資源に恵まれていないため、渇水期に水不足が懸念される地区もあり、安心して良質な水道水を安定的に給水できる体制の整備を図る必要があります。
- ・平成 28 年度より、県が施工する春遠ダムを水源とする月灘地区の 5 地区の簡易水道の統合事業を進めています。今後、老朽化した水道施設の更新や施設の耐震化が必要となりますが、投資的経費の増加に対し、使用料収入は減少傾向にあり、事業の運営に必要な収益の確保が難しくなってきていることから、安定供給と経営のバランスをとりながら事業を進めていくことが必要です。
- ・下水道は、柏島地区の漁業集落排水施設と、他地区の合併浄化槽により、生活環境が改善されつつありますが、さらに快適な生活環境づくりのため、引き続き漁業集落排水の利用促進と、合併浄化槽の設置促進が必要となっています。
- ・し尿処理は、幡多西部消防組合により、幡西衛生処理センターで処理を行っています。同施設は、前回の施設改修から 13 年が経過しており、将来にわたり安定的なし尿処理を可能とするため、令和 6 年度より基幹施設の改修工事を実施し、施設の長寿命化を図っていく予定であり、これに伴う負担金の増額も見込まれています。

#### 【基本方針】

- ・老朽化した水道施設の更新や施設の耐震化を進めます。
- ・水道事業運営に必要な収益の確保、経営基盤の強化に努めます。
- ・漁業集落排水、合併浄化槽の普及促進により、快適で衛生的な生活環境を確保し、公共水域の水質保全を図ります。

## 【主な取り組み】

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
大月町簡易水道施設の整備推進	・ 県が施工している春遠ダムを水源とする、月灘地区の旧5箇所の簡易水道統合事業を進め、維持管理経費の軽減と水道施設及び配水管の計画的な更新と耐震化を図ります。
水道事業の運営の健全化	・ 事務事業の効率化や経費の節減等を進めるとともに、受益者負担適正化の観点から、事業運営に必要な使用料水準への改定を行い、水道事業の健全運営に努めます。
合併浄化槽の設置推進	・ 浄化槽設置補助金等による合併浄化槽設置の推進を図ります。

## 【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	測定(取得)方法及び設定の考え方
水道管路経年化率	%	80	60	【建設環境課】 資料：水道施設台帳 管路の更新工事により経年化率の20%減を目指す
収益的収支比率	%	95	55	【建設環境課】 資料：簡易水道事業経営戦略 管路の更新工事により起債償還額が増加するため、現在の収益的収支比率を維持することは困難であるが、水道料金改定等により収益的収支比率の向上に努める
汚水処理人口普及率	%	74	78	【建設環境課】 資料：汚水処理人口普及率調書 漁業集落排水の加入促進と、合併浄化槽の設置促進により汚水処理人口普及率の4%増を目指す

## 4 消防・防災・救急



### 【現状・課題】

- ・本町では、南海トラフ地震などの自然災害から住民の生命や財産を守るため、大月町地域防災計画に基づき、防災諸施設の整備をはじめ、南海トラフ地震対策や治水・治山対策の推進、自主防災組織の活動促進による住民の防災意識の高揚などに努めています。
- ・これまで、防災拠点施設及び長期避難施設等の防災施設・設備の整備を計画的に進め、ハード面では一定の成果を上げることができました。今後も、施設・設備の充実や適切な維持管理、必要に応じた再整備に努めることが必要です。また、住宅の倒壊による死傷者の発生や避難路の閉塞などを防止するため、木造住宅の耐震対策や老朽住宅除去等に取り組んでおり、引き続き、各種支援制度の周知を図り、災害に強いまちづくりの実現に努めることが必要です。
- ・地域防災力の向上や人材育成を図るため、地区の自主防災組織を中心とした避難訓練や消火訓練の実施などを通じて防災意識の高揚に努めており、今後も、地域の支え合いの体制強化や、避難行動要支援者対策の充実に努めることが必要です。
- ・消防体制については、幡多西部消防組合大月分署と町消防団7分団17部より組織され、火災や地震などの大規模災害に対応するため、消防施設や資機材の整備、消防技術向上のための各種訓練、救急活動の高度化に対応するため救急救命士の養成にも取り組んでいます。しかしながら、全国的にも課題となっている消防団員の減少と平均年齢の上昇は、「共助」の体制を支えるうえで、大きな課題となっています。
- ・近年、異常気象によって多発する様々な自然被害への対応も視野に広げた中での施策の推進並びに住民の防災意識の高揚により、「自助・共助・公助」の連携のもと、みんなが安心して暮らせる、災害に強いまちづくりの実現を図ることが重要です。
- ・毎年のように襲来する台風や、近年、気候変動の影響により気象災害の激甚化・頻発化しており、全国的にも浸水被害が相次いでいます。本町も平成13年に発生した高知県西南豪雨、平成30年に発生した西日本豪雨では未曾有の被害に見舞われました。このような危機に打ち勝ち、住民の生命や財産を守るためには、安全・安心に暮らせる地域づくりをさらに推進することが必要です。

## 【基本方針】

- ・南海トラフ地震などの自然災害への備えとして、ハード対策とソフト施策を適切に組み合わせた効果的な防災・減災対策を推進し、すべての住民が安心して暮らせるまちづくりの実現に努めます。
- ・自らの命は自らが守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで支える「共助」、公的機関が支援等を行う「公助」の適切な役割分担と連携強化により、災害に強い地域社会づくりを進めます。
- ・自主防災活動のリーダー育成や防災士の養成、また、防災活動への若者の参加促進を図り、災害発生時に地域住民がお互い助け合いのできるコミュニティづくりを推進し、地域防災力の向上に努めます。
- ・職員が積極的に地域に出向き、防災訓練や防災に関する情報提供、学習機会の充実を図ることで、住民と協働で防災意識の向上に取り組みます。
- ・町管理河川の改修と適切な維持管理に努めるとともに、県管理河川については、県に対し、適切な維持管理に向けた働きかけを図ります。

## 【主な取り組み】

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
各消防施設及び防災施設等の整備充実	・各消防施設及び防災施設等の整備を図ります。
自主防災組織や女性防火クラブ等の人材育成の促進	・自主防災組織や女性防火クラブ等による、避難訓練の実施や技術の向上等を通じた人材育成に努めます。
木造住宅の耐震化の促進	・木造住宅の耐震対策に向けた取り組みを行います。
防災体制の強化・充実	・災害時における各種運営マニュアルの見直し、避難行動要支援者対策に向けた取り組み等体制の強化を図ります。
消防署の施設整備の推進	・幡多西部消防組合大月分署の救急車両や消防車両等施設整備と人員配置の検討を行います。
県管理河川の改修や維持管理の促進	・河川管理者である県との連携を強化し、県管理河川の改修や適切な維持管理を促進します。
町管理河川の維持管理	・防災・減災、国土強靱化のための5箇年加速化対策事業等を活用し、町管理河川の改修、適切な維持管理に努めます。

## 【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	測定(取得)方法及び設定の考え方
耐震改修工事件数	件 (累計)	5	11	【総務課】 耐震診断、耐震改修設計を経て耐震改修工事を実施した住宅の件数
老朽化住宅除去	件 (累計)	29	60	【総務課】 老朽化住宅を除去した件数
自主防災訓練の実施	件	15	20	【総務課】 各地区での自主防災訓練の取組件数
個別計画策定	件	1	18	【総務課】 各地区における個別計画作成・更新
消防団員の確保	人数	235	253	【総務課】 消防団員の数
町管理河川の改修	河川	0	2	【建設環境課】 浸水被害に見舞われた河川の改修

## 基本目標5 快適で便利なまち

### 1 道路・公共交通



#### 【現状・課題】

- ・地産外商や交流人口の拡大など地域経済の発展や、今後発生が予想される南海トラフ地震の対応に備えた、安全で快適な生活環境の整備を行ううえで、道路整備の促進は必要不可欠です。その中でも、「四国横断自動車道」の整備は、最優先で取り組まなければならない社会基盤整備です。
- ・本町の主要幹線である国道321号の弘見中心地においては、未整備区間があり、自転車、歩行者の安全に支障をきたしています。また、町内県道3路線の中で、未だ整備が遅れている2路線も早期完成を図ることが必要です。
- ・町道についても、法面の危険箇所や舗装等の劣化した路線が多く、特に橋梁については供用開始から40年以上経過しており、今後、効率的に維持管理を行い、可能な限りコストを削減することが必要不可欠となっています。
- ・高齢化の進行による免許返納者の増加など、今度想定される地域住民の移動手段の確保対策として、まちづくりと一体となった持続可能な地域公共交通網を再構築するため、平成30年度に実施した「地域公共交通確保基礎調査業務」の結果などを踏まえ、令和元年度に「大月町地域公共交通網形成計画」を策定しました。
- ・計画の基本理念である「安心で健全な暮らしを支え、まちの活力を生む生活基盤として、みんなで使い続ける持続可能な公共交通を構築します」の実現に向けて、具体的な施策を実施します。

## 【基本方針】

- ・ 四国横断自動車道の早期完成に向け、県への働きかけなどの取り組みを促進します。
- ・ 国道 321 号及び県道 2 路線の早期完成に向け、国及び県への働きかけなどの取り組みを促進します。
- ・ 町道危険箇所の防災対策及び適切な維持管理、橋梁の老朽化修繕計画に努めます。
- ・ 地域住民の安心な生活を支える利便性の高い公共交通の実現に努めます。
- ・ 効率的で地域に合った持続可能な公共交通体系の構築に取り組みます。

## 【主な取り組み】

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
四国横断自動車道の整備促進	・ 四国横断自動車道高知県建設促進期成会に積極的に参加し、早期完成に向けた取り組みを促進します。
国道 321 号及び県道 2 路線の整備促進	・ 道路管理者である国土交通省や県と連携を強化し、国道 321 号及び県道 2 路線の早期完成に向けた取り組みを促進します。
町道危険箇所の防災対策及び適切な維持管理、橋梁の老朽化修繕計画	・ 国の交付金事業等を活用した危険箇所の解消に努めるとともに、適切な維持管理を行い、既存施設の延命化に努めます。 ・ 橋梁については「大月町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、合理的かつ効率的に修繕を行い、コスト縮減を図りながら、安全性確保に努めます。
公共交通網の再編	・ 需要に応じた効率的で効果的な公共交通の形成に向け、利用しやすい交通手段や運行形態の導入を図ります。
公共交通の利用促進	・ 公共交通の利便性向上に向け、関連施設の改善や周辺環境整備を進めます。

## 【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (現状値)	令和 7 年度 (目標値)	測定(取得)方法及び設定の考え方
大月町橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕済み橋梁数	橋	0	126	【建設環境課】 5年周期定期点検を行い、修繕が必要な橋梁については修繕に努める
公共交通機関の利用者数	人	6,475 (R2実績)	6,500	【まちづくり推進課】 効率的、効果的な公共交通体系の構築により利用者の増加につなげる

## 2 住宅、移住・定住



### 【現状・課題】

- ・国は、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への一極集中を是正することを目的に地方創生の取り組みを進めています。本町でも、少子高齢化や若者の都市部への流出を食い止めるべく、平成25年度より移住相談員を配置し、本格的に移住相談業務に取り組んでいます。
- ・取り組み開始から毎年度、移住相談件数150件前後、移住者数20名程度で推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、地方への移住ニーズはさらに高まっています。
- ・情報通信技術の発達による働き方の変化や、二地域居住など働き方の変化に伴うライフスタイルや住む場所に対する意識の変化により、より地方へ目が向けられている状況の中、本町への新しい人の流れを生み出すため、各分野での担い手の確保が必要です。
- ・本町を移住先として希望する方へ案内できる空き家などの物件が不足している状態が続いており、移住施策をより効果的に進めるためには、空き家バンクの充実など住む場所の確保が必要です。
- ・住まいを求める住民や移住者等のニーズに対し、民間を含めた賃貸住宅の供給量が不足していることから、町では、公営住宅の建設、中間管理住宅の整備、空き家の確保等で、住宅ニーズに対応しています。
- ・この10年間では、公営住宅として姫ノ井地区及び弘見地区に各6世帯が入居できる施設を整備し、中間管理住宅においては、平成29年度に3戸、令和2年度に2戸の整備を行っています。また、空き家の確保については、移住者への提供を目途に空き家調査と所有者への交渉を行い、物件を確保しながら、随時貸し出しを行っています。
- ・住宅新築では、建設費と将来にわたる維持管理費に多額の財政負担が伴い、現状においても町財政を圧迫する要因の1つとなっており、財政状況を踏まえた整備計画に見直していく必要があります。
- ・中間管理住宅においては、ルール上、借上期間が最大13年間のため、恒久的な住まいの確保とはならず、絶えず新規の住宅を整備していかなければならない状況です。また、申請を受けた住宅は整備に不向き（老朽が激しい、規模が大きい）なものも多く、整備につながる物件に乏しい実態となっています。
- ・空き家に関しては、全域調査後の情報の更新がなされておらず、情報収集体制やデータの利活用など見直していく必要があります。
- ・個人が住宅を建設する場合、土地の確保が容易ではないため、町外へ居を構える世帯が多く見受けられます。
- ・管理が不十分で長期間利用されていない施設が多数あり、その中には、倒壊のおそれがある建物もあることから、除却などの早急な対応が必要となっています。

## 【基本方針】

- ・本町に移住してもらい、安心して住み続けてもらうための取り組みを進めます。
- ・帰ってきたくなる町、帰ってみようと思う町となるための取り組みを進めます。
- ・地域の拠点の整備、新たな人材の誘致に取り組みます。

## 【主な取り組み】

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
移住施策の推進	・移住相談窓口のさらなる機能充実を図るとともに、移住希望者のニーズの高い「仕事」、「住む場所」、「地域での役割」などを一体的に掘り起こす取り組みを進めます。
関係人口創出事業の推進	・将来的な移住へもつながる取り組みとして、本町にゆかりや関心のある方と継続的につながる仕組み、関係人口の構築に努めます。
新たな人材誘致の推進	・地域おこし協力隊制度の活用など、地域が求める人材の誘致に取り組むため、地方での働き方や生活の魅力について戦略的かつ効果的な情報発信を行い、地域の現状にマッチする人材の確保に努めます。
住宅の確保対策	・空き家を有効活用した中間管理住宅の整備を推進します。 ・町営住宅の計画的な長寿命化を図ります。 ・宅地造成を検討し、住み続けられるまちづくりを推進します。
定住化の推進	・住民の住宅建設用地の確保を支援する「空き地バンク」の取り組みを推進します。 ・定住化を図るため住宅建設を支援する補助金制度を創設します。
建物の除却	・住民の安全安心な住環境を守るため、倒壊のおそれがある施設については、取り壊しを行います。
企業誘致	・シェアオフィス等の整備を図るなど、企業誘致に向けた取り組みを推進します。

## 【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	測定(取得)方法及び設定の考え方
移住者数(年間)	人	25	50	【まちづくり推進課】 年間50人の移住者受入れを行い、社会増減0を目指す
関係人口(累計)	人	100	500	【まちづくり推進課】 新たな関係人口を創出し、新たな人材の誘致につなげる
空き家改修件数(年間)	件	8	20	【まちづくり推進課】 年間20件の空き家改修、活用を目指す
中間管理住宅整備戸数 (戸/年度)	戸	3	2	【総務課】 年間2戸の整備を目指す
遊休施設を利用した企業誘致件数(累計)	件	0	3	【まちづくり推進課】 町外からの企業誘致実績数

### 3 情報化・技術革新



#### 【現状・課題】

- ・情報通信技術（ICT）の飛躍的な進展により、スマートフォンなどの情報通信端末の普及やそれに伴う SNS 利用者の急速な増加により、様々な分野で ICT の普及、多様化が進んでいます。
- ・本町では、急速に進展する情報化社会に対応するため、町内に整備した光ファイバー網によるインターネットサービス等を提供するほか、各世帯に設置した IP 告知端末、IP 電話を活用し、行政、防災情報の発信や地域コミュニケーションツールとして利用しています。
- ・今後は、少子高齢化による担い手不足に直面する保健、医療、福祉、教育、産業振興などの様々な分野において、マイナンバーカードの普及・活用の促進を含め、情報通信技術を活用した行政サービスの提供を行うことが必要です。
- ・地理的要因を解消する情報通信インフラを活用し、サテライトオフィスなどの整備による新たな雇用創出、地域経済の活性化に向けた取り組みが必要です。
- ・整備から 10 年余りが経過した光ファイバー網の維持及び更新について、次世代通信技術への転換も含めた検討が必要となります。

#### 【基本方針】

- ・住民が安心して暮らせるまちを目指し、様々な分野において ICT 技術を活用した行政サービスの向上を図ります。
- ・情報通信インフラを活用した新たな雇用創出、地域経済の活性化に取り組みます。
- ・高度情報化に対応するための情報通信基盤の維持更新に努めます。

#### 【主な取り組み】

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
情報通信基盤の維持更新	・次代を見据えた情報通信基盤の維持更新に努めます。
ICT 技術を活用した行政サービスの推進	・情報通信技術を活用した行政サービスの提供を推進します。
情報通信インフラを活用した地域活性化	・情報インフラを活用した新たな雇用創出に取り組みます。

**【目標指標】**

指標名	単位	令和元年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
大月町情報通信基盤施設の再編計画の策定	件	—	1	【まちづくり推進課】 次世代通信施設網の検討・ 計画の策定

## 基本目標 6 みんなが主役の協働のまち

### 1 地域間交流・コミュニティ



#### 【現状・課題】

- ・少子高齢化に歯止めがかからない現状において、地域コミュニティでの支え合いや自然災害に対する備えなど、自助・共助の取り組みが求められている反面、高齢化による担い手不足やコミュニティ活動への参加率の低下など多くの課題を抱えています。
- ・各集落の役割は、これまでの祭りや集落活動に加え、要支援者の対応や防災への取り組みなどが加わり、年々重く多様化しています。住民からの要望に対し、行政サービスによってすべて対応するには限界がある中、各集落単位で住民自らが主体的に取り組み、可能な限り集落ごとに解決できる仕組みづくりが必要です。
- ・買い物支援や住民の移動手手段の確保など、集落単位では解決できない課題に対しては、地域間での連携した取り組み、地域と地域をつなぐ人材の育成が必要です。

#### 【基本方針】

- ・集落活動の維持、継続に向けた支援の充実や、各種団体との連携を促進し、地域協働のまちづくりを進める体制整備に努めます。
- ・住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、地域を支える担い手の育成、住民力の向上に向けた取り組みを進めます。
- ・集落活動センターや遊休施設等の活用など、「地域」と「人」がつながる交流の場を整備し、コミュニティの活性化を図ります。

## 【主な取り組み】

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
集落組織を中心とした地域づくりの推進	・地域住民が地域課題の解決に主体的に活動ができるよう、自治意識の啓発を図り、地域活動への理解と参画を促進します。
地域人材の育成	・実情に応じた地域づくりのために必要となる地域リーダーや担い手の育成を支援します。
地域と人がつながる場の整備	・交流の場の整備を支援するとともに、地域を担う後継者の育成を支援します。

## 【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
「地域の拠点」の開設	件	1	3	【まちづくり推進課】 新たなつながりの場を整備し、コミュニティの活性化を図る

## 2 自治体運営



### 【現状・課題】

- ・多様化する住民ニーズに対応するため、介護施設や公営住宅建設等、各種補助事業や地方債の発行により積極的な公共投資を行った結果、公債費負担が財政運営を圧迫し、財政の硬直化が顕著になっています。
- ・本町は高度成長期から昭和 50 年代を中心に整備した多くの公共施設を保有しており、今後老朽化した施設の除却や大規模修繕が必要となることから、増大する維持管理や修繕等に要する経費への対応が課題となっています。
- ・長期的な町税の減少傾向と、地方交付税などの依存財源の削減により、歳入の大幅な増収は見込めないことから、今後益々厳しい財政運営を迫られることが予想されます。
- ・効率的な行政運営と行政サービス提供のため、民間活力の導入検討や、適材適所の人員配置及び人材育成を進めるとともに、デジタル技術を活用した行政サービスの効率化を進める必要があります。
- ・今後も財政見通しの悪化が予想されていることから、より一層の効率的かつ効果的な行政運営を推進するためには、新しい行政ニーズに対応した組織機構の見直しが必要です。
- ・職員の資質向上、また、特定個人情報等の高度な個人情報を取り扱うためのセキュリティ対策強化が求められています。

### 【基本方針】

- ・厳しい財政状況の中、多様な行政課題に対応するため、限られた財源を効果的かつ効率的に配分するとともに、自主財源の確保等による健全化に取り組み、計画的で持続可能な財政運営を図ります。
- ・効率的な行政運営を推進し、質の高い住民サービスの提供を目指すとともに、他自治体との連携や事務の共同等により、業務の効率化や施策の実効性の向上を推進します。
- ・新たな行政課題や多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応できる職員の育成や専門的能力を備えた職員の育成に努めます。

## 【主な取り組み】

取り組み (主要施策)	取り組みの内容
行政事務のデジタル化・システム化の推進	・行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）のオンライン実施に向けた検討を行います。
行政サービスの向上	・個人情報に留意し、行政サービスの向上を図ります。
自治体クラウドの推進	・共同利用による経費削減や効率性の追求、セキュリティの確保を図ります。
研修機会の確保	・人材育成のため、外部の専門研修機関や民間企業等を活用し、専門的かつ幅広い知識、技能、経験を習得できる研修機会を確保します。

## 【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	測定（取得）方法 及び設定の考え方
財政計画の作成	件	—	1	【総務課】 健全で持続可能な財政運営を目標とする
講師を招へいした職員研修会の開催	回	1	3	【総務課】 研修機会を増やし、受講促進による研修受講者の増加を図る
能力開発を目的とした外部研修への参加	人	10	20	【総務課】 広域的な研修参加による人材育成

資料編

資料編



# 大月町総合振興計画条例

(令和2年条例第9号)

(目的)

第1条 この条例は、総合振興計画の策定について必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政の運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合振興計画 町のまちづくりや行財政運営を総合的かつ計画的に推進するための指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 目指すべきまちの将来像、施策の基本方針及び大綱を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想を実現するための施策を体系的に示すものをいう。

(4) 実施計画 基本計画に基づき実施する具体的な事業計画を示すものをいう。

(策定)

第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合振興計画を策定するものとする。

(位置付け)

第4条 総合振興計画は、町の最上位の計画とし、個別の行政分野に関する計画を策定又は変更するときは、総合振興計画との整合を図らなければならない。

(振興計画審議会への諮問)

第5条 町長は、基本構想及び基本計画を策定し、変更又は廃止するときは、あらかじめ、大月町振興計画審議会条例(昭和43年条例第21号)第1条に規定する大月町振興計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条 町長は、基本構想及び基本計画を策定し、変更又は廃止したときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第7条 町長は、総合振興計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 大月町振興計画審議会条例

(昭和 43 年条例第 21 号)

改正 平成 6 年条例第 16 号 平成 22 年条例第 15 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、大月町振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、大月町振興計画の策定その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町議会の議員 2 人
- (2) 町教育委員会の委員 1 人
- (3) 町農業委員会の委員 1 人
- (4) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員 4 人
- (5) 学識経験者 2 人

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱し、又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 6 年条例第 16 号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。ただし、第3条第2項第4号及び第6号の規定は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 大月町総合振興計画審議会委員名簿

No.	氏名	所属	
1	中平 順三	議会	大月町議会議員
2	安原 明彦		大月町議会議員
3	成谷 慎治	教育委員会	大月町教育委員
4	安田 勝	農業委員会	大月町農業委員会会長
5	佐藤 満	公共の団体	JA 高知県大月支所支所長
6	安岡 栄一		大月町水産振興会会長
7	長山 誠久		大月町商工会会長
8	安田 理香		大月町観光協会会長
9	市原 泰	学識経験者	大月町社会福祉協議会会長
10	安岡 利治		大月町地区長自治会会長

## 大月町総合振興計画本部会議委員名簿

No.	氏名	役職・職名
1	岡田 順一	大月町長
2	浜崎 伸一	大月町副町長
3	濱崎 一洋	大月町教育長
4	富岡 直人	大月町総務課長
5	岡田 康一	大月町危機管理課長
6	岡林 公美	大月町町民福祉課長
7	大野 三鈴	大月町税務課長
8	内原 進子	大月町会計管理者
9	新谷 太	大月町産業振興課長
10	今宮 友和	大月町建設環境課長
11	長岡 宏明	大月町土地対策室長
12	岡崎 俊典	大月町教育委員会次長
13	富田 洋子	大月町議会事務局長
14	内原 英明	大月町保健介護課長
15	河野 賢二	大月病院事務長
16	長岡 健二	特別養護老人ホーム大月荘園長
17	久松 誉昇	大月町まちづくり推進課長
18	吉岡 靖友	事務局 大月町まちづくり推進課

## 総合振興計画の策定経過

年月日	経過等
令和元年 8 月	大月町の新しいまちづくりのための町民アンケート調査実施 (18 歳以上の町民 2,000 名に配布)
令和元年 9 月	大月町の新しいまちづくりのための町民アンケート調査票回収 (有効回収数 739 票・有効回収率 37.0%)
令和 2 年 8 月 3 日	令和 2 年度第 1 回大月町総合振興計画本部会議 (第 7 次総合振興計画の策定に向けて【町長トップインタビュー】)
令和 2 年 8 月 3 日 ～ 8 月 7 日	課別ヒアリング (第 6 次総合振興計画の検証 等)
令和 2 年 9 月 14 日	令和 2 年度第 1 回大月町総合振興計画審議会 (第 6 次総合振興計画の進捗状況について、第 7 次総合振興計画の策定について 等)
令和 2 年 10 月 12 日 ～ 10 月 14 日	令和 2 年度第 1 回大月町総合振興計画企画会議 (基本目標に掲げた各分野の今後の方向性について 等)
令和 2 年 12 月 9 日	令和 2 年度第 2 回大月町総合振興計画本部会議 (第 7 次総合振興計画基本構想(案)について、前期基本計画シートの作成依頼について 等)
令和 3 年 2 月 9 日 ～ 2 月 15 日	令和 2 年度第 2 回大月町総合振興計画企画会議 (第 7 次総合振興計画前期基本計画(案)について 等)
令和 3 年 3 月 29 日	令和 2 年度第 2 回大月町総合振興計画審議会 (第 7 次総合振興計画基本構想(案)・前期基本計画(案)について、今後のスケジュールについて 等)
令和 3 年 4 月 19 日	令和 3 年度第 1 回大月町総合振興計画本部会議 (第 7 次総合振興計画基本構想(案)・前期基本計画(案)について 等)
令和 3 年 4 月 28 日 ～ 5 月 18 日	パブリックコメント実施
令和 3 年 5 月 20 日	令和 3 年度第 2 回大月町総合振興計画本部会議 (第 7 次総合振興計画基本構想(案)・前期基本計画(案)に関する意見公募について 等)
令和 3 年 5 月 27 日	令和 3 年度第 1 回大月町総合振興計画審議会【書面開催】 (第 7 次総合振興計画基本構想(案)・前期基本計画(案)についての承認 等)



令和3年  
高知県大月町